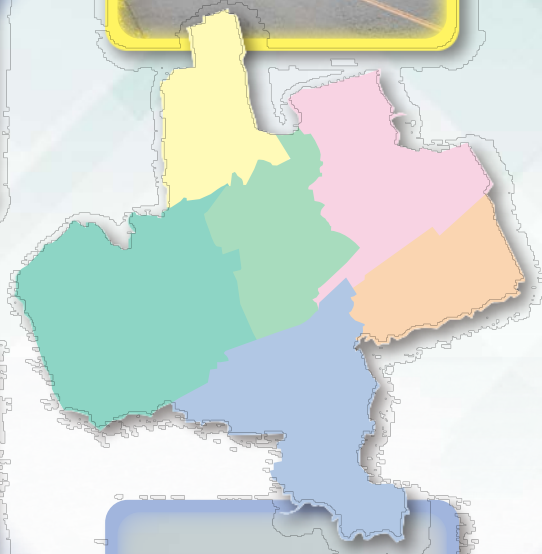


入間市都市計画 マスタープラン

改定版

平成31年3月 入間市



入間市では、都市計画に関する基本的な方針として、平成13年3月に入間市都市計画マスタープランを策定し、その後の社会経済状況の変化を踏まえ、平成24年3月に改定を行いました。この方針に基づき、土地区画整理事業等による市街地の整備や道路・公園・下水道等の都市計画の基盤整備、加治丘陵や河川等の豊かな自然環境や茶畑を主とする農地の保全、さらに良好な景観の形成など様々な施策に取り組み、長期的な視点に立ったまちづくりを進めてまいりました。

その一方、近年では人口減少、少子高齢化の進行や予期せぬ自然災害の発生、整備されたインフラの老朽化など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、新たな課題等に対応する必要性が生じてきております。

このような状況の変化に対応するため、現行プランとの継続性や本市の上位計画であります「第6次入間市総合計画」等との関連を考慮しつつ、まちづくりのビジョンである「香り豊かな緑の文化都市」の実現を目指し、入間市都市計画マスタープランの改定を行いました。

今後も、本プランに基づき、市民の皆様と事業者及び行政との協働により、「住んでよかった、住み続けたい」と実感できる魅力あるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、プランの改定にあたり熱心なご議論をいただきました「入間市都市計画マスタープラン改定検討住民会議」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成31年3月

入間市長

田中龍夫



◎ 目 次

序章 (はじめに) 都市計画マスタープランとは

① 都市計画マスタープランとは	2
② 位置づけ	2
③ 改定にあたって	2
④ 計画期間	3
⑤ 将来人口 (想定人口フレーム)	3
⑥ 都市計画マスタープランの構成内容	4

第1章 市の現況とまちづくりの課題

① 位置、地勢	6
② 沿革	6
③ 人口の推移	7
④ 産業	9
⑤ 土地利用の現況	10
⑥ 市民のまちづくりに対する意向	12
⑦ まちの問題点とまちづくりの視点	16

第2章 全体構想

【まちづくりの目標】	
① まちづくりの目標	21
② 将来都市構造	22
【分野別まちづくりの方針】	
① 土地利用の方針	26
② 道路・公共交通の方針	31
③ 公園・緑地の方針	36
④ 河川・下水道の方針	39
⑤ 福祉のまちづくりの方針	42
⑥ 自然環境・都市景観の形成方針	44
⑦ 都市防災・防犯のまちづくりの方針	48



第3章 地域別構想

【地域区分と地域別方針の考え方】

- ① 地域区分の考え方 54
- ② 地域別方針の考え方・構成 55

【地域別まちづくりの方針】

- ① 豊岡地域 56
- ② 東金子地域 64
- ③ 金子地域 72
- ④ 宮寺・二本木地域 80
- ⑤ 藤沢地域 88
- ⑥ 西武地域 96

第4章 計画の推進に向けて

- ① 協働によるまちづくり 106
- ② まちづくり推進体制の充実 107
- ③ 都市計画マスタープランの運用・進行管理 108

資料編

- 改定までの経緯 110
- 入間市都市計画マスタープラン改定検討住民会議名簿 111
- 入間市都市計画審議会諮問・答申書 112
- 用語集（50音順） 114

[本文中の*印が付いた用語は、資料編の用語集に説明を載せています]

序章 (はじめに)

都市計画マスタープランとは



1 都市計画マスタープランとは

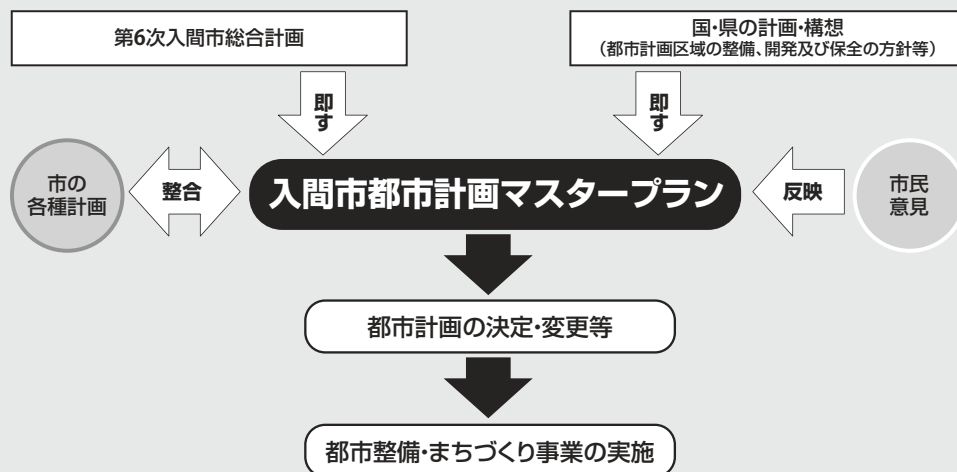
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針で、市民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市の将来あるべき姿やまちづくりの方針などを長期的な視点に立って示したものです。

2 位置づけ

都市計画マスタープランは、国・県の計画や第6次入間市総合計画に即すとともに、本市の各種計画と整合を図りつつ、本市の特性や市民の意見を反映させながら策定するものです。本市が、これから進めるまちづくりの計画（都市計画の決定・変更*や各分野の個別計画など）は、全体構想（まちづくりの目標、分野別まちづくりの方針）と地域別構想（地域別まちづくりの方針）による長期的な視点に立って計画をするとともに、各々のまちづくり事業（道路・公園等の整備など）は、その計画に沿って進めていきます。

また、市民や事業者が自ら、まちについて考え、理解を深め、まちづくりへの協力・参加により、市民・事業者・行政の協働のもと、「住んでよかった、住み続けたい」と感じられるまちを創造していく役割も持つものです。

位置づけ



3 改定にあたって

1 改定の背景と目的

平成13年3月に入間市都市計画マスタープランを策定し、その後、「第5次入間市総合振興計画・後期基本計画」との整合を図るため、平成24年3月に見直しを行いました。

当初の都市計画マスタープランの策定から17年以上が経過し、人口減少、少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会情勢の変化とともに、新たな時代に対応するまちづくりが求められ

ています。また、日本各地で起きている災害などにより、地域のコミュニティの重要性や防災などへの関心が高まっています。

本市においては、都市基盤整備*の進捗および公共施設・商業施設の整備による土地利用の変化等が生じています。

また、上位計画である「第6次入間市総合計画」が平成29年4月にスタートしました。

これらのことから、この間の社会経済状況の変化や本市の土地利用の変化に対応したまちづくりの方針に改め、「第6次入間市総合計画」に即した都市計画マスタープランとするため改定を行うものです。

2 改定の方法

平成24年3月に改定された都市計画マスタープランは、市民意識調査（アンケート調査）や懇談会等から得られた多くの市民の意向を反映して改定されたものであり、また改定後の市のまちづくりも同プランに基づき実施されてきました。このため、今回の改定に際しては当初策定の都市計画マスタープランの継続性も考慮し、その考え方を基本的に継承することとします。

そのうえで、社会経済状況の変化、市の施策の進捗状況・土地利用状況・人口動向、市民のまちづくりに対する意向等を総合的に勘案し、まちづくりの目標や方針について改定が必要とされる事項を抽出し、部分的な改定を行うこととしました。

4 計画期間

改定後の都市計画マスタープランの計画期間は、おおむね20年先（2038年）を見通した計画とします。

ただし、上位計画である「第6次入間市総合計画」は2026年が最終年度となることから、計画の目標年次を10年後の「2028年」としますが、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化に応じて、適切に計画を見直します。

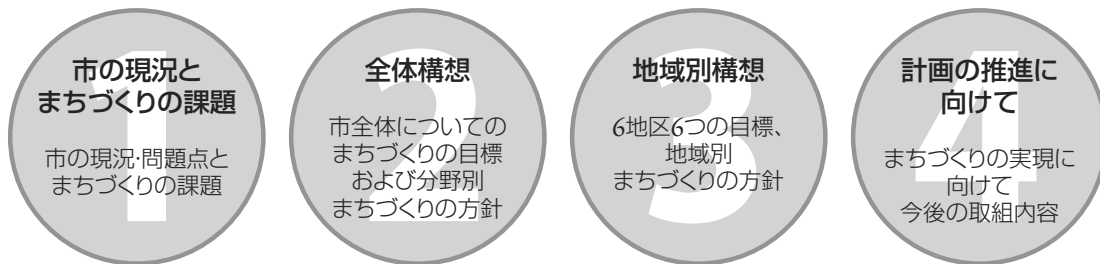
5 将来人口（想定人口フレーム）

本市の人口は、昭和45年から平成2年にかけては、首都圏の近郊住宅地として数多くの宅地開発が行われた影響で、非常に高い人口増加率となりました。その後、緩やかな人口増加が続き、現在はほぼ横ばい状態です。しかしながら、今後人口は徐々に減少していくと見込んでいます。

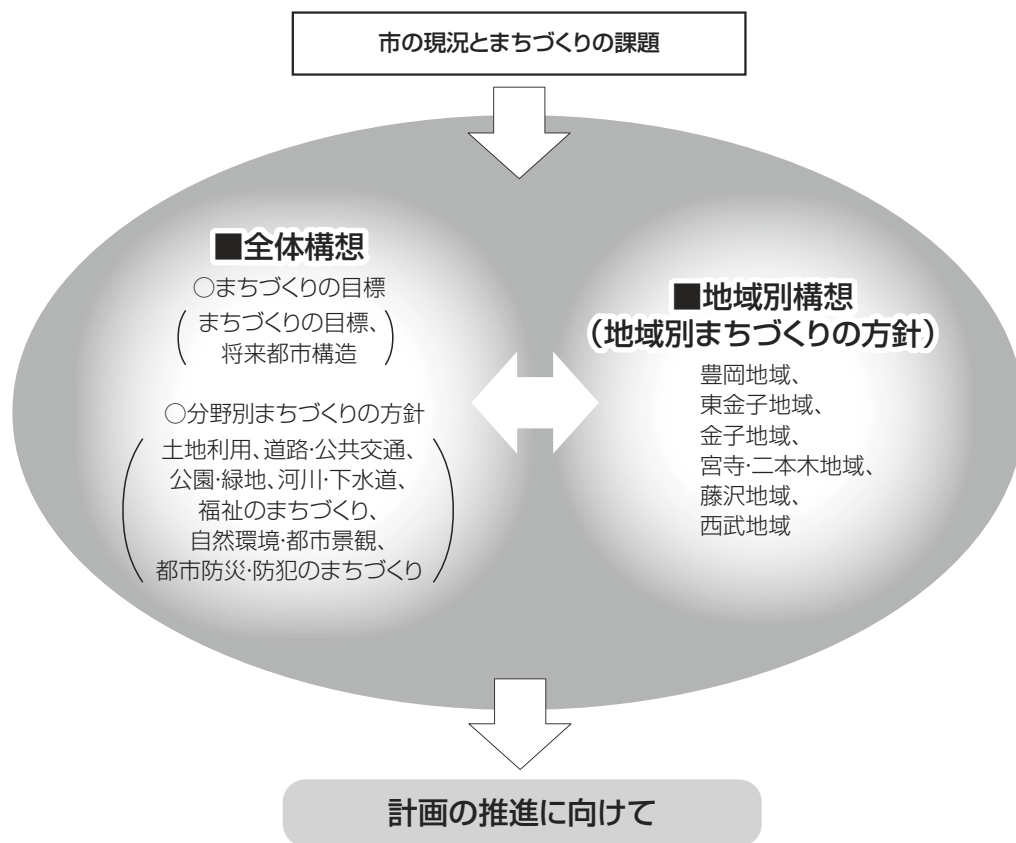
そこで、都市計画マスタープランの将来人口は、「入間市人口ビジョン」の人口シミュレーションに示されている推計人口を用いて、10年後（2028年）を約138,500人、20年後（2038年）を約123,600人とし、まちづくりを進めます。

また、併せて少子高齢社会*等の人口構造の変化にも配慮します。

6 都市計画マスタープランの構成内容

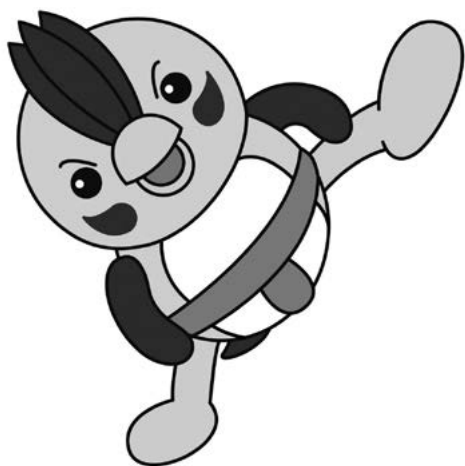


構成内容



第1章

市の現況とまちづくりの課題



3 人口の推移

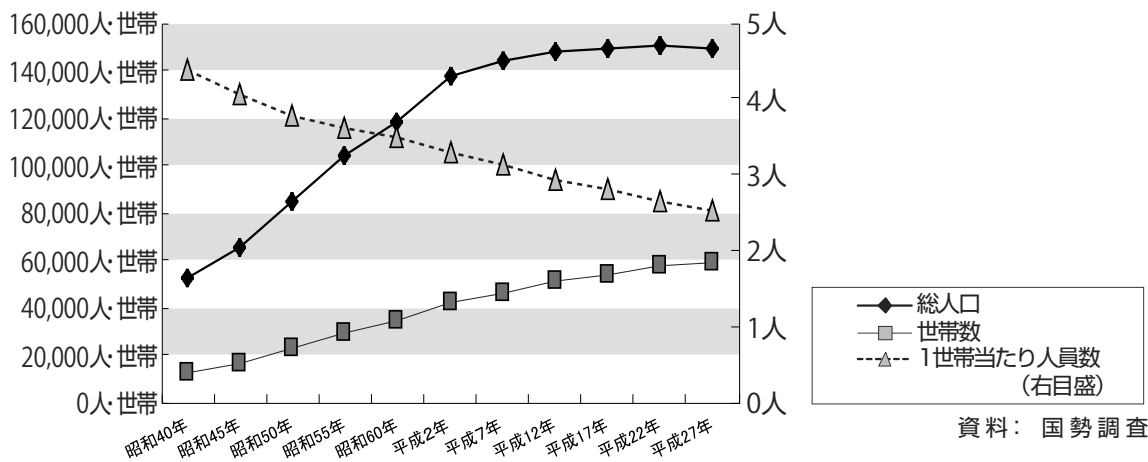
1 総人口、世帯

総人口は、平成31年1月1日現在、148,442人、世帯数は65,314世帯です。(出典：入間市住民基本台帳)

昭和45年から平成2年にかけては、首都圏の近郊住宅地として数多くの宅地開発が行われた影響で、非常に高い人口増加率となりました。その後、緩やかな人口増加が続き、現在はほぼ横ばい状態です。

1世帯当たりの人員数は、平成31年1月1日現在、2.3人/世帯で、その推移は徐々に減少しており、核家族化が進行しています。

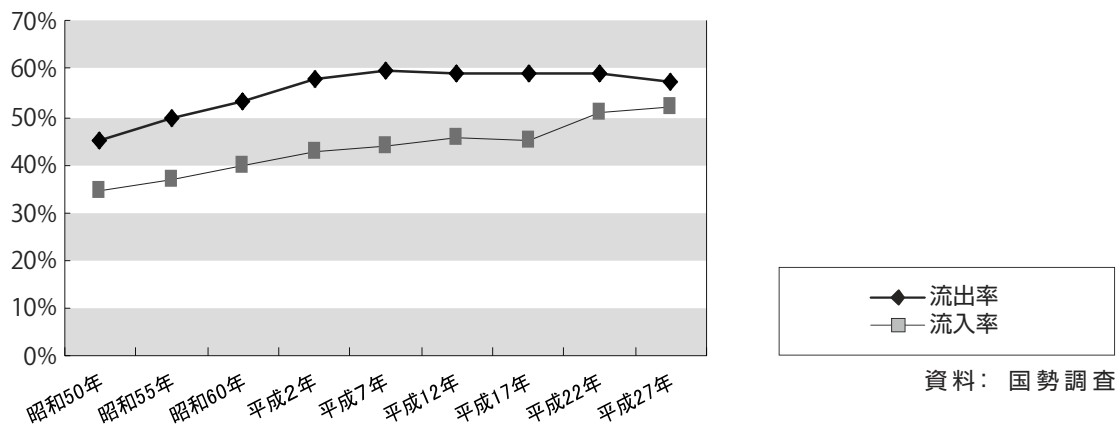
総人口・世帯



2 人口流動

市内に常住し通勤通学している人のうち、市外へ通勤通学している人の割合（流出率）は、昭和55年から昭和60年にかけて50%を超え、その後はほぼ横ばいとなり、平成27年では、57.6%となっています。また、市内で従業・通学している人のうち、市外に常住して市外から通勤通学している人の割合（流入率）は、緩やかな増加が続いており、平成27年では、51.8%となっています。

人口流動

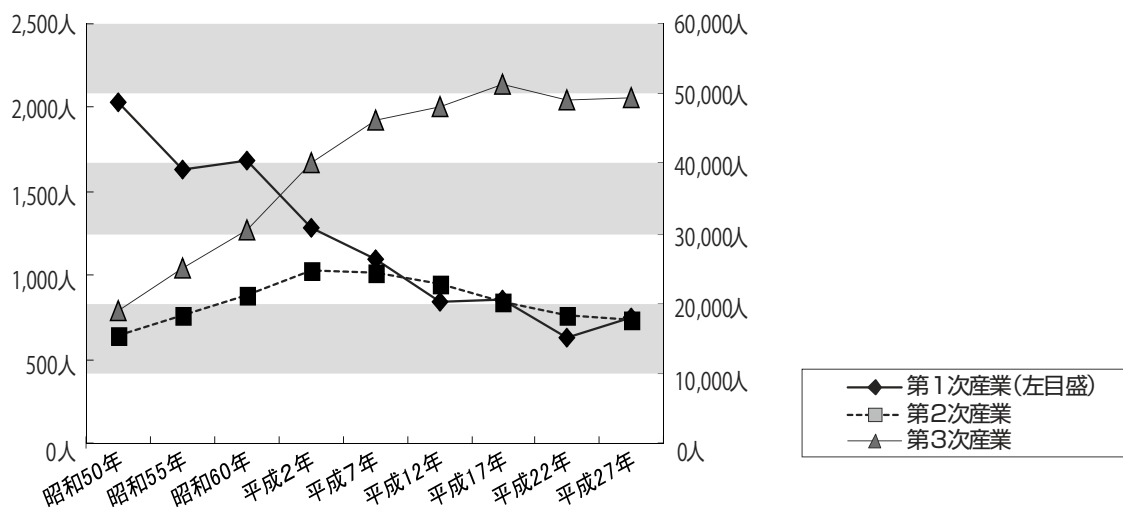


3 就業者・従業者

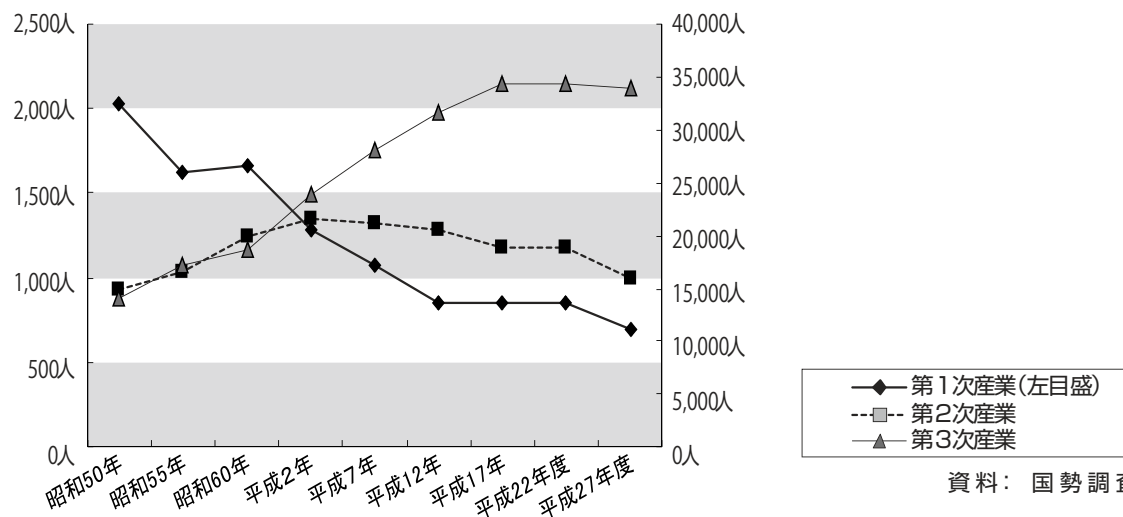
市内常住者のうち、仕事に従事している就業者数のうち第一次産業*は、総体的に減少を続けています。第二次産業*は、平成2年を境に減少に転じています。第三次産業*は、平成17年まで増加していましたが、その後、横ばいとなっています。

市内の職場で仕事に従事する従業者数は、第一次産業、第二次産業および第三次産業とも、就業者数と同様の傾向を示しています。

就業者数



従業者数



資料：国勢調査

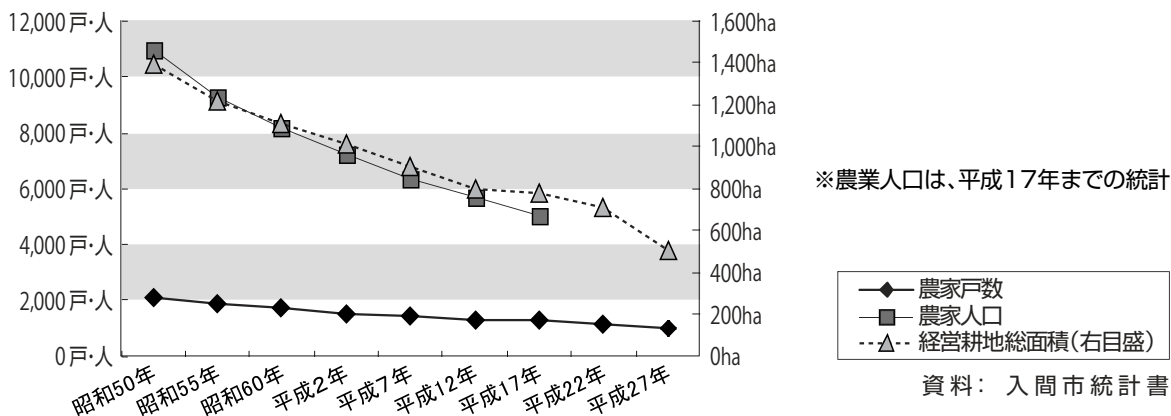
4 産業

1 農業

農家戸数、農家人口、経営耕地総面積ともに減少が続いており、農業活動の低下がみられます。

農業の特徴は、狭山茶の生産が中心となっていることもあり、狭山茶の栽培面積は、経営耕地面積の59%を占め、市の特産品となっています。

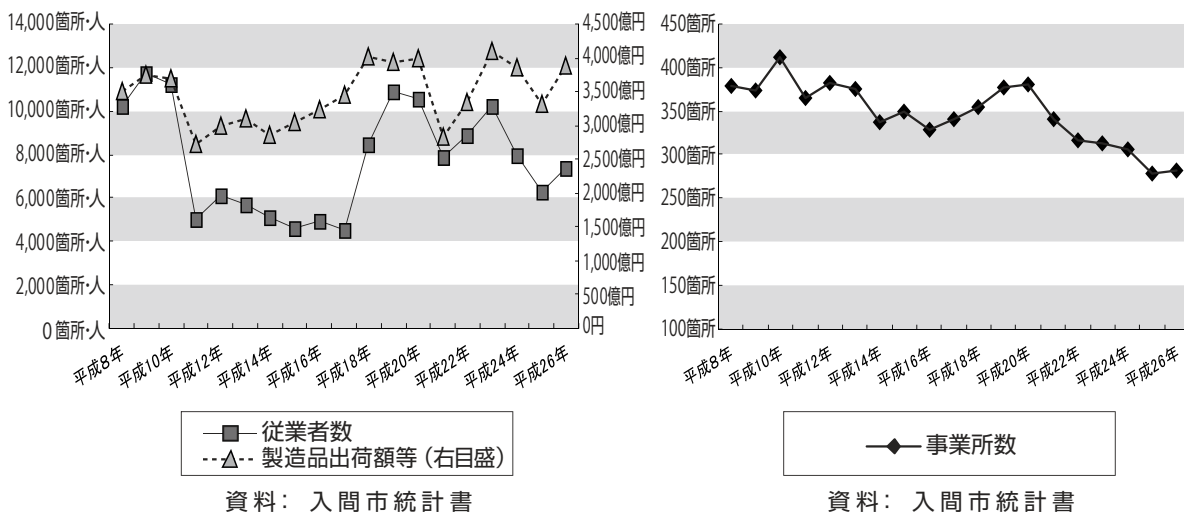
農業・農家戸数



2 工業

事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向から回復基調にあります。
本市の全事業所の約7割が30人未満の事業所です。

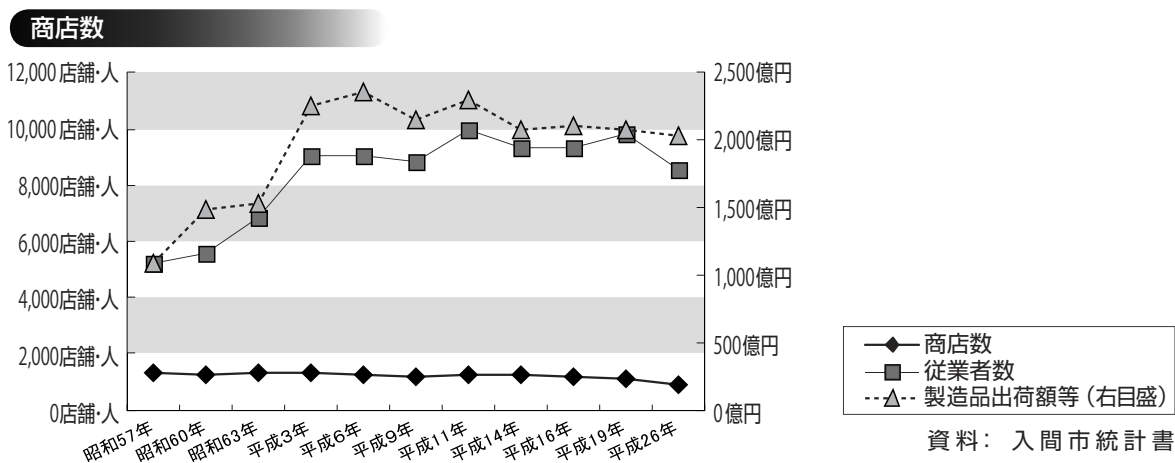
工業・事業所数



3 商業

商店数は、平成3年以降一時増加しましたが減少傾向にあります。従業者数は平成11年までは増加傾向にありましたが、それ以降はほぼ横ばい状態です。年間商品販売額は、平成6年までは順調に増加していましたが、その後、伸び悩んでいます。

これらの要因として、近年、主要幹線道路の沿道などへの大型店舗の立地が進んでいる一方で、地元の小規模な店舗等の閉店が進んでいることが考えられます。



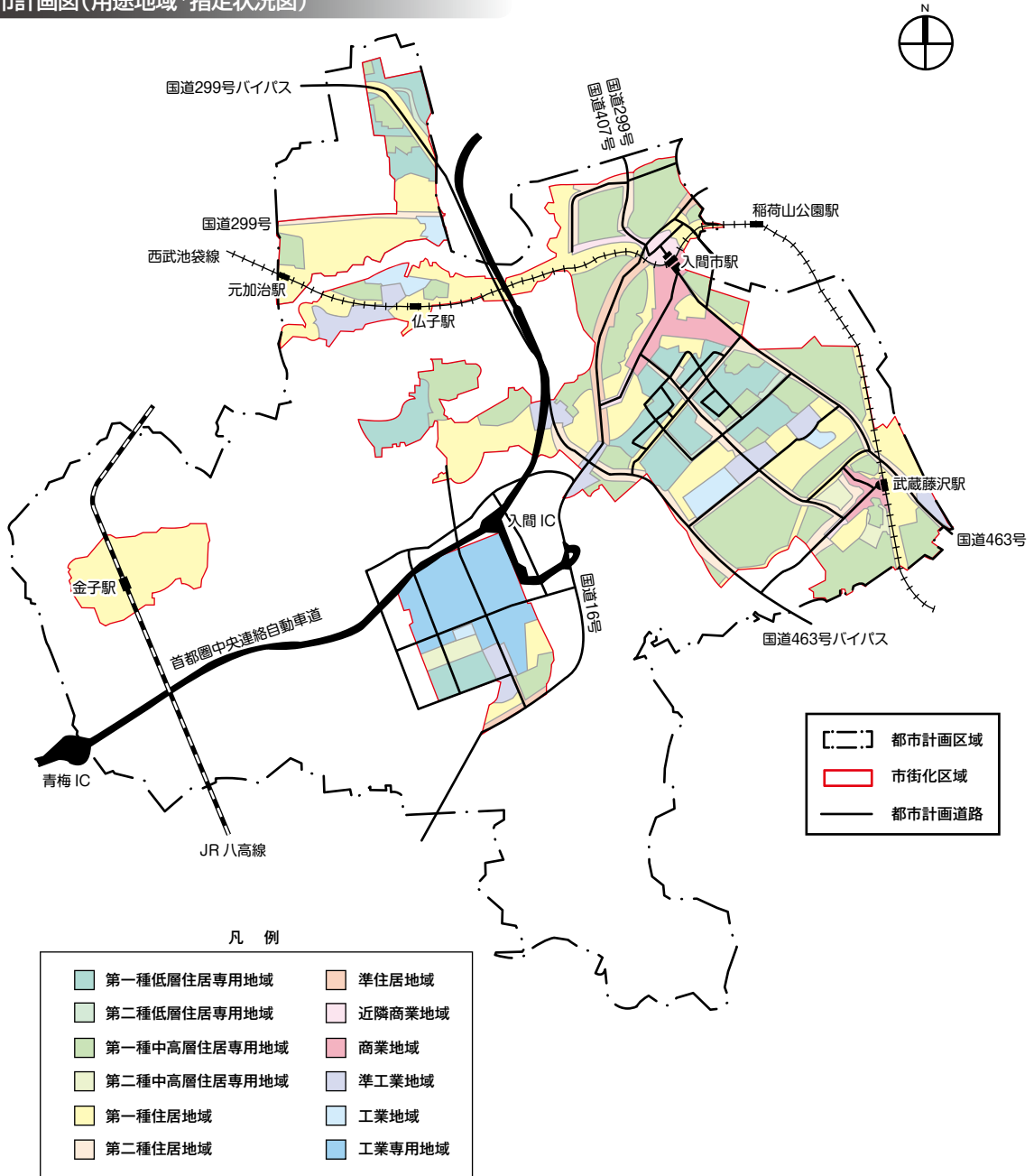
5 土地利用の現況

本市は、市域全域が都市計画区域となっており、市街化区域*が約35%、市街化調整区域*が約65%となっています（都市計画図参照）。

市街化区域では、野田、狭山台土地区画整理事業が完了し、現在進められている土地区画整理事業のうち、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業が完成に近づきつつあります。また、入間市駅北口地区、扇台地区においても土地区画整理事業により計画的な整備が進められています。

市街化調整区域では、加治丘陵や狭山丘陵が保全され、金子・東金子地区に特産品の狭山茶の茶畑が広がっており、市民に安らぎの場を提供しています。その一方で、農地の転用、平地林の伐採等により緑地は減少し続けています。

都市計画図(用途地域*指定状況図)



6 市民のまちづくりに対する意向

1 市民意識調査の実施

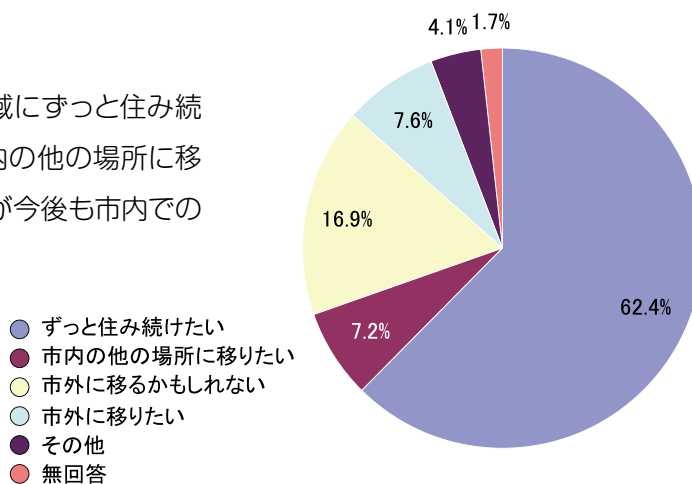
市民の方々が、日頃自分たちの“まち”や“まちづくり”についてどのような考え方をもち、何を望んでいるのかを把握し、都市計画マスタープラン改定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

- 調査地域 入間市全域
- 調査対象者 20歳以上の入間市民（基準日…平成29年9月1日）を無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布、回収（2,000通発送、有効回収数1,152通、回収率57.6%）
- 調査時期 平成29年10月実施

2 調査結果

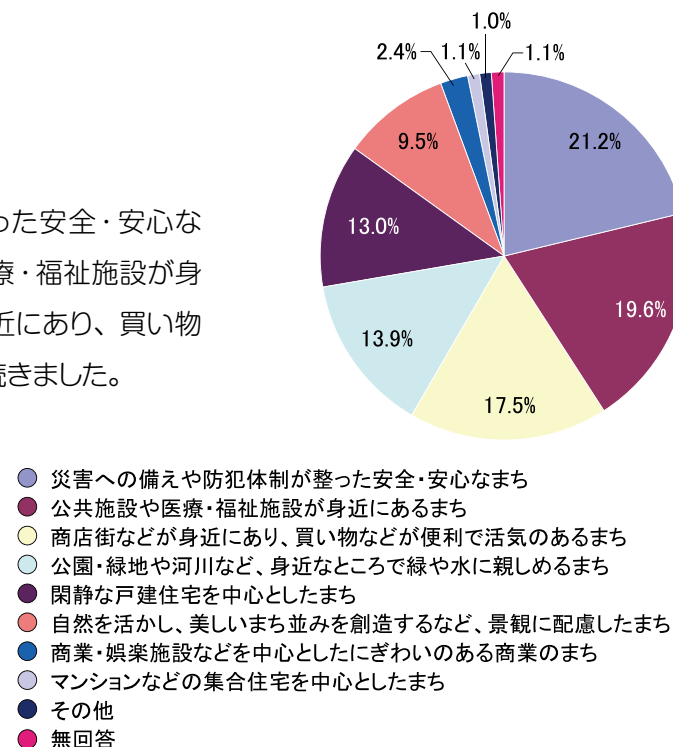
（1）居留意向

約6割の方が現在住んでいる地域にずっと住み続けたいと回答し、約1割の方が市内の他の場所に移りたいと回答しました。約7割の方が今後も市内での居留意向を示しています。



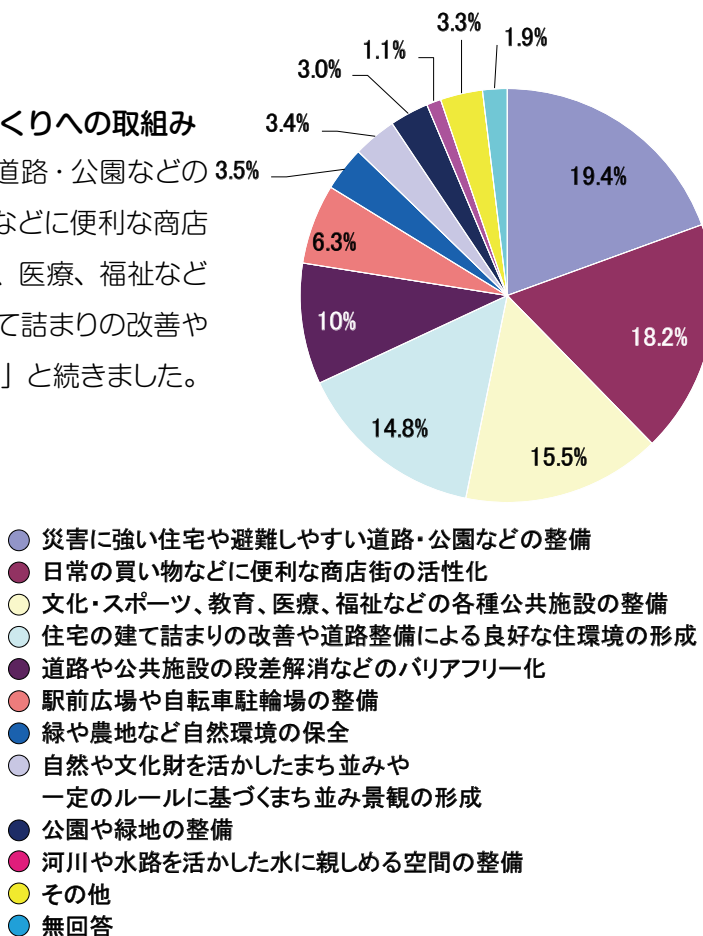
（2）望ましい地域のあり方

「災害への備えや防犯体制の整った安全・安心なまち」が最も多く、「公共施設や医療・福祉施設が身近にあるまち」、「商店街などが身近にあり、買い物などが便利で活気のあるまち」と続きました。



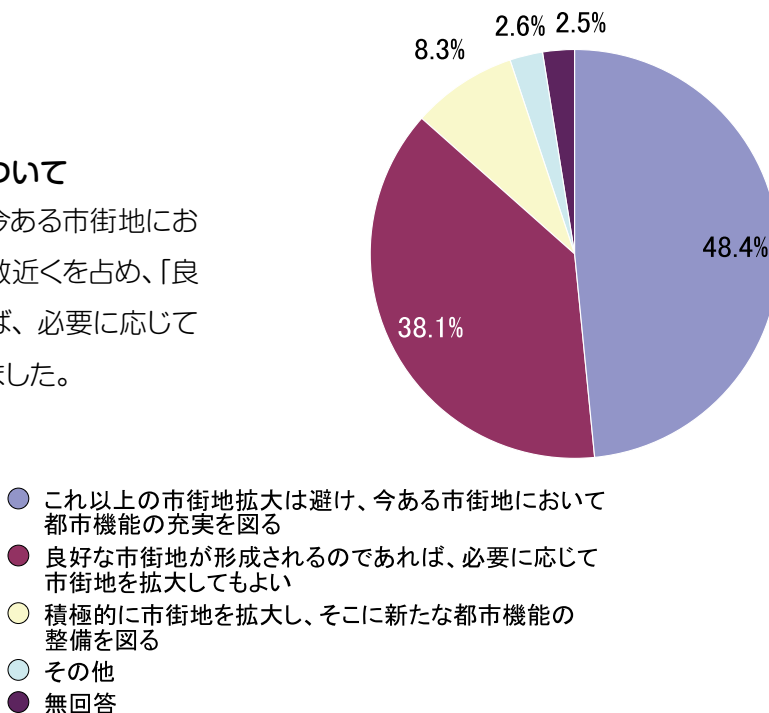
(3) 重点的に進めるべきまちづくりへの取組み

「災害に強い住宅や避難しやすい道路・公園などの整備」が最も多く、「日常の買い物などに便利な商店街の活性化」「文化・スポーツ、教育、医療、福祉などの各種公共施設の整備」、「住宅の建て詰まりの改善や道路整備による良好な住環境の形成」と続きました。



(4) 市街地や住宅地の拡大について

「これ以上の市街地拡大は避け、今ある市街地において都市機能の充実を図る」が半数近くを占め、「良好な市街地が形成されるのであれば、必要に応じて市街地を拡大してもよい」が続きました。



(5) 自由意見

市民からの意見を7つの項目に分類しました。各項目の主要な意見、要望は以下のとおりです。

●まちづくり全般	
ア	少子高齢化に対応したまちづくり …………… 24件
イ	災害に強いまちづくり …………… 15件
ウ	市民が住みやすいまちづくり …………… 14件
エ	子育てしやすいまちづくり …………… 13件
オ	自然と調和したまちづくり …………… 12件
カ	バリアフリー*に対応したまちづくり …………… 12件
キ	安全・安心なまちづくり …………… 11件
ク	活気のあるまちづくり …………… 11件
●面的整備	
ア	入間市駅北口周辺の整備 …………… 12件
イ	入間市駅前ロータリーの改善 …………… 6件
ウ	仏子駅周辺の整備 …………… 5件
エ	武蔵藤沢駅周辺の整備 …………… 5件
オ	土地区画整理の早期整備 …………… 3件
●道路・交通	
ア	道路の拡幅・整備・補修 …………… 64件
イ	歩道や自転車専用道路の整備 …………… 63件
ウ	公共交通機関（電車・バス）の充実 …………… 49件
エ	交通渋滞の解消 …………… 21件
オ	街路樹の整備 …………… 15件

●自然・環境

ア	公園・緑地の整備・管理	48件
イ	自然保護・自然に親しめる環境の整備	27件
ウ	悪臭・騒音等生活環境の改善	13件
エ	雨水対策の充実	13件
オ	河川の整備・水質改善	9件

●農商工業

ア	商店街の活性化	16件
イ	駅周辺の店舗の充実	14件
ウ	買い物の利便性の向上	13件
エ	企業の誘致	6件
オ	観光案内の充実	5件

●防犯

ア	街路灯・防犯灯の整備	37件
イ	防犯対策の充実	5件

●公共施設等

ア	医療施設（総合病院）の充実	23件
イ	スポーツ施設の充実	9件
ウ	福祉施設・施策の充実	8件
エ	既存建物の有効活用	4件
オ	動物が遊べる施設の充実	4件

7 まちの問題点とまちづくりの視点

1 まちの問題点と課題

本市の現況や市民意向調査結果などから、まちの問題点を拾い出し、それに対する課題を整理しました。

まちの問題点	
人口	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化の進行 ●高齢化の進行 ●人口減少社会の進行
防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化の進んだ耐震性の低い木造住宅の密集地区が存在 ●密集市街地における狭あい道路の存在 ●これまでの想定を超える局地的な集中豪雨による河川の氾濫・道路冠水・住宅への浸水の発生 ●大地震に対する防災対策 ●災害時の避難路等の確保 ●防犯面での安全性に対する満足度の低さ ●空き家の増加
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●都市的土地利用の市街化調整区域*への拡散 ●中心市街地の活力の低下 ●住工混在地域の存在 ●工業系地域への大規模店舗の進出 ●都市的低・未利用地の存在
都市基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業の進捗率の伸び悩み ●新たな土地区画整理事業の立ち上げ困難 ●長期未整備都市計画道路の存在 ●未整備駅前広場の存在 ●生活拠点の形成の遅れ ●都市公園の市民一人あたりの面積水準の低さ
産業	<ul style="list-style-type: none"> ●農業従事者の減少による狭山茶等の生産への影響 ●商店街の衰退 ●社会経済情勢の影響を受けやすい中小規模の事業所が多い
環境	<ul style="list-style-type: none"> ●都市化の進行による緑地・平地林の減少 ●環境問題に対する市民意識の高まり ●都市を襲う集中豪雨や局地的な大雨の急増 ●空き地の増加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車通行環境の整備の遅れ ●地域間相互の結びつきの弱さ ●まち並みの美しさに対する満足度の低さ ●買い物等の利便性の地域格差

課 題

- 人口減少・少子高齢社会*に対応した人にやさしいまちづくりの実践
- ユニバーサルデザイン*の導入
- バリアフリー*化の推進

- 密集市街地の防災性の向上（不燃化・耐震化）
- 狭あい道路の改善
- 水害による被害を軽減する対策の必要性
- 大規模地震に備えた建物の耐震化・不燃化の必要性
- 避難場所・避難路等の整備による防災対策の推進
- 犯罪を起こしにくいまちの実現
- 空き家の適正管理や利活用の推進

- 土地利用の方向性の転換の必要性
- 市街化調整区域内の開発のあり方の見直し
- 中心市街地の活性化・都市機能の充実
- 地域の特性を生かした土地利用の推進
- 都市的低・未利用地の有効活用

- 土地区画整理事業の早期整備完了
- 持続可能な都市基盤整備*のあり方の検討
- 都市計画道路の必要性の再検証と必要性が高い路線の早期整備
- 必要性が高い駅前広場の優先整備の検討
- 公共施設の集積と生活拠点の形成
- 都市公園等の適正配置と整備による面積水準の向上

- 狭山茶をはじめとする農産物の生産振興のための農業基盤整備
- 商店街の魅力の創出と活性化
- 既存の工業団地の機能強化・産業基盤の充実

- 加治丘陵・狭山丘陵等の緑地および平地林の保全・活用
- 市街地内の緑化推進による生活環境の向上
- 治水と環境の両面に配慮した河川整備
- 空き地の適正管理や利活用の推進

- 自転車通行環境の整備方策の検討
- 市民ニーズの変化を捉えた公共交通網の検討
- 良好なまち並み景観の形成・維持
- 生活必需品等の買い物が便利なまちの実現

2 まちづくりの視点

本市をとりまく社会経済状況の変化、まちの問題点とそれに対する課題を整理した上で、「安全・安心なまちづくり」、「快適なまちづくり」、「機能的なまちづくり」の3つをまちづくりの視点としました。

(1) 安全・安心な まちづくり

- 少子高齢社会*、今後の人口減少社会に対応した人にやさしいまちづくりの推進
- 災害に強く、災害リスクを最小限にとどめる防災性の高いまちづくりの推進
- 犯罪を起こしにくいまちづくりの推進

(2) 快適な まちづくり

- ユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化の推進
- 地域の特性を生かした土地利用の推進による住環境の保全
- 都市公園の適正配置と整備
- 加治丘陵や狭山丘陵等の緑地の保全・活用や市街地の緑化推進などによる、景観や環境に配慮した低炭素社会*の実現
- 良好なまち並み景観の形成・維持
- 治水と環境の両面に配慮した河川整備

(3) 機能的な まちづくり

- 拡散する都市的土地利用の方向性を見直しと都市的低・未利用地の有効活用
- 主要幹線道路のネットワーク化
- 公共交通機関のネットワーク化や利便性の向上による拠点どうしの連携強化
- 居住機能や業務機能等の効率的な配置による機能的な都市形成
- 中心市街地の活性化と産業基盤の整備
- 重点的に推進すべき都市基盤整備*や道路等を選定することによる事業の早期完了

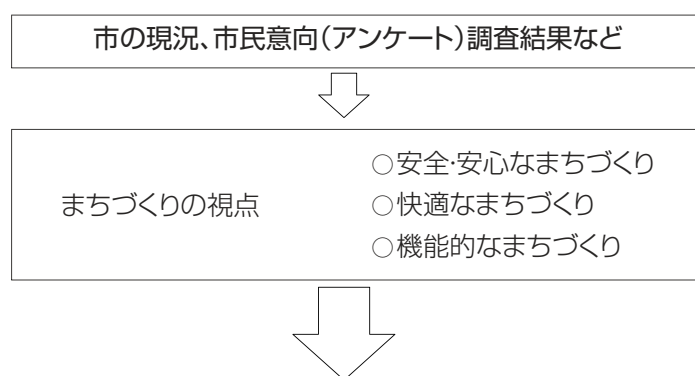
第2章 全体構想



【まちづくりの目標】

本市では、まちづくりのビジョンを「香り豊かな緑の文化都市」とし、まちづくりを進めています。また、10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」としています。

都市計画マスタープランでは、このまちづくりのビジョンおよびまちづくりの目標の実現をめざすとともに、「安全・安心なまちづくり」、「快適なまちづくり」、「機能的なまちづくり」という3つのまちづくりの視点に対応するため、『まちづくりの目標』を次の5つとします。



まちづくりの目標

- 1 活力のあふれるまち
- 2 利便性のよいまち
- 3 災害に強いまち
- 4 すべての人にやさしいまち
- 5 豊かな緑と優れた景観のあるまち

1 まちづくりの目標

1 活力のあふれるまち

広域的な視点からの都市機能の強化および各種産業の振興を図るとともに、文化、レクリエーション施設等の適正化により、活気と豊かさのあふれるまちづくりを進めます。

2 利便性のよいまち

圏央道、国道と幹線道路のネットワークの形成や鉄道、バス等の公共交通機関の充実を図るとともに、各地域の拠点を結ぶ安全で円滑な交通網の整備をめざし、誰もが活動しやすい利便性のよいまちづくりを進めます。

3 災害に強いまち

いつ起きるか分からない地震や風水害などの災害に備えて、都市防災の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

4 すべての人にやさしいまち

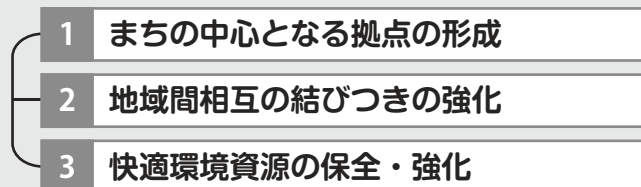
すべての市民が、快適に生活、活動ができるよう、ユニバーサルデザイン*やバリアフリー*の考えなどを都市施設*の整備に反映し、心豊かで快適な生活を送ることができるまちづくりを進めます。

5 豊かな緑と優れた景観のあるまち

加治丘陵や狭山丘陵、茶畑、河川等の豊かな資源と都市施設が調和し、市民や市を訪れる人々がゆとりとやすらぎを感じることができる景観を有するまちづくりを進めます。

2 将来都市構造

将来都市構造の体系



本市の地域特性を踏まえ、自然環境との調和に配慮しながら、まちづくりの目標の実現に向け、「まちの中心となる拠点の形成」、「地域間相互の結びつきの強化」、「快適環境資源の保全・強化」を推進することで、都市の強化・充実を図ります。

1 まちの中心となる拠点の形成

- 入間市駅周辺を商業・業務*の中心拠点、また、武蔵工業団地・狭山台工業団地等を工業の中心拠点とし、都市活動を牽引していくための拠点として形成していきます。
- 各鉄道駅や既存の公共施設等を中心とする地区を、地域住民の福祉をはじめ日常生活の利便性を高める様々な機能の集積した生活拠点として形成していきます。
- 圏央道入間インターチェンジ周辺地域を緑との調和に配慮しながら流通系・商業系・工業系の産業が適正に配置された特定産業系拠点として形成していきます。
- 博物館、市民会館、産業文化センター等を文化の拠点として形成していきます。
- 健康福祉センターを健康づくり支援の拠点として形成していきます。

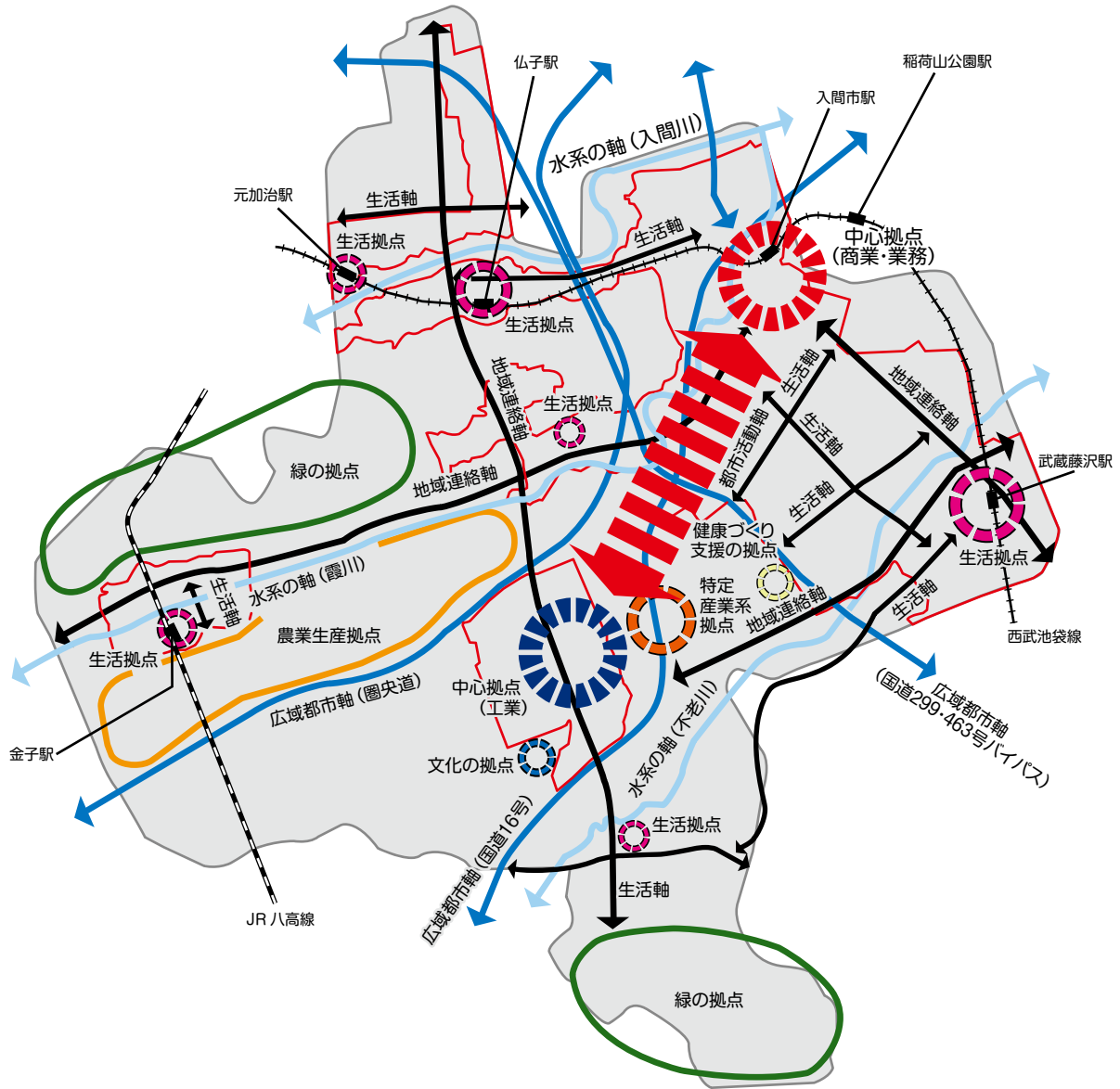
2 地域間相互の結びつきの強化
















- 都市活動軸、広域都市軸、地域連絡軸、生活軸を各地域および拠点を結ぶネットワーク軸として、各種機能を相互に連携・補完できるよう強化していきます。

3 快適環境資源の保全・強化

- 加治丘陵および狭山丘陵は貴重な緑であるため、緑の拠点として保全していきます。
- 狭山茶の主産地である本市の金子地区を中心に広がる茶畑等を、農業生産拠点として保全していきます。
- 水系の軸を大規模な緑資源や水資源を有した、快適な生活環境を演出する資源となるよう保全していきます。

将来都市構造図



- | | | | | | |
|---|-------------|---|------------|---|-------|
|  | 中心拠点(商業・業務) |  | 文化の拠点 |  | 都市活動軸 |
|  | 中心拠点(工業) |  | 特定産業系拠点 |  | 広域都市軸 |
|  | 生活拠点 |  | 健康づくり支援の拠点 |  | 地域連絡軸 |
|  | 緑の拠点 |  | 市街化区域界 |  | 生活軸 |
|  | 農業生産拠点 |  | |  | 水系の軸 |

拠点・軸の形成方針表

	拠点・軸	方 策
まちの中心となる拠点の形成	中心拠点 (商業・業務*)	<ul style="list-style-type: none"> ●行政サービス機能、商業・業務*機能の充実を図ります。 ●市の顔としてふさわしい都市基盤の整備・充実を図ります。 ●にぎわいと機能性のある都市の中心拠点として形成を図ります。
	中心拠点 (工業)	<ul style="list-style-type: none"> ●位置特性を生かした産業基盤の整備・充実を図ります。 ●アクセス道路等の整備を推進します。 ●工業の中心拠点として形成を図ります。
	生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性を生かし、住民の日常生活の利便性を高める機能の集積を図ります。 ●各地域に生活拠点の形成を図ります。
	特定産業系拠点	●緑との調和に配慮しながら流通系・商業系・工業系の産業の適正配置を図ります。
	文化の拠点	●文化を波及させるための拠点の形成を図ります。
	健康づくり 支援の拠点	●「予防は最大の医療」の観点に立ち、市民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを支援していくための拠点の形成を図ります。
地域間相互の結びつきの強化	都市活動軸	●都市の活動力を増進させ、都市エネルギーを各所に波及させるために、2つの中心拠点を互いに補完し、結びつける軸として形成を図ります。
	広域都市軸	●あらゆる地域、都市との間で、人、物の交流を活発化、都市のポテンシャル*増大のため、市内、市外各都市とを連絡する軸として形成を図ります。
	地域連絡軸	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域間の連携やネットワークの状況により地域間格差が生じる可能性があるため、市内各地域を機能的にネットワークする軸として形成を図ります。 ●特に、東西、南北の十字型の地域連絡を強化します。
	生活軸	<ul style="list-style-type: none"> ●各拠点や広域都市軸、地域連絡軸を相互に結び、拠点、軸を補完する軸として機能強化を図ります。 ●各地域内における住民活動の主動線として地域内交流等を図るとともに、軸の形成を図ります。
快適環境資源の保全・強化	緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●加治丘陵、狭山丘陵は、里山として恒久的な保全と活用を図ります。 ●本市の豊かさ、美しさを構成する緑の拠点として形成を図ります。
	農業生産拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●一団の茶畑を本市の特産物である茶の生産基盤および景観の両面から保全を図ります。 ●本市の農業の生産拠点として形成を図ります。
	水系の軸	<ul style="list-style-type: none"> ●水環境資源、親水空間として機能する軸として形成を図ります。 ●快適なまち、豊かなまち、優れた緑と景観を有するまちの形成上で重要なため、保全、整備を関係機関に要請していきます。

場 所 等

- 入間市駅周辺地区は、市役所をはじめとする行政機能、大規模店舗等が高度に集積し、市の中心を形成している地区であり、市の顔となる地区です。
- 武蔵工業団地・狭山台工業団地周辺は、物流の大動脈である圏央道や国道16号と連携し、本市の工業の中核を形成する地区として機能しています。今後、圏央道の全線開通等により、工業、物流の拠点としての重要性がさらに増すことが考えられます。
- 市内6地域ごとの各鉄道駅や既存の公共施設等を中心とする地域の生活拠点
- 武蔵藤沢駅周辺、仏子駅周辺、元加治駅周辺、金子駅周辺、東金子支所周辺、宮寺支所周辺
- 圏央道入間インターチェンジ周辺地域
- 博物館、市民会館、産業文化センター、文化創造アトリエ アミーゴ、図書館ほか
- 入間市健康福祉センター
- 県道入間市停車場線、国道463号、武蔵中央通り線（市道幹8号線）、国道16号、狭山ヶ原中央通り線（市道幹38号線）
- 市内を通る広域幹線道路 ○圏央道(首都圏中央連絡道路) ○国道16号(新国道線) ○国道299号バイパス(飯能所沢線) ○国道463号バイパス(三ヶ島街道線) ○国道299・407号(黒須中央通り線)
- 県道青梅・入間線および武蔵中央通り線 ○国道463号(東京街道線)
○金子坂線および金子坂線の南北への延伸による新路線
○県道川越・入間線(一部 下藤沢線)
- 国道299号 ○県道富岡・入間線の一部 ○久保稻荷線 ○富士見通り線
○安川新道線 ○上藤沢・林・宮寺間新設道路 ○県道二本木・飯能線の一部
○県道所沢・青梅線
- 加治丘陵、狭山丘陵は、都市の環境や景観を演出する重要な要素であるとともに、本市を代表する緑資源です。
- 両丘陵は首都圏近郊緑地保全区域に指定されており、加治丘陵は一部都市計画緑地としても決定されています。
- 金子地区を中心に集团的農地(一団で10ha以上の農地)が存在しています。
- 広大な茶畑はのどかな風景を演出しています。
- 入間川 ○霞川 ○不老川

【分野別まちづくりの方針】

分野別まちづくりの方針は、「まちづくりの目標」や「将来都市構造」を実現するために必要な各分野の基本的な方針です。

分野別まちづくりの方針

- ① 土地利用の方針
- ② 道路・公共交通の方針
- ③ 公園・緑地の方針
- ④ 河川・下水道の方針
- ⑤ 福祉のまちづくりの方針
- ⑥ 自然環境・都市景観の形成方針
- ⑦ 都市防災・防犯のまちづくりの方針

1 土地利用の方針

▶ 現状

これまで、本市では急激な人口増加に対応した都市基盤整備*を進めるとともに、自然と調和したまちづくり事業を推進してきました。一方で、市内の都市的土地利用が部分的に拡散している状況も認められます。

市街化区域*では、野田、狭山台土地区画整理事業が完了し、現在進められている土地区画整理事業のうち、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業が完成に近づきつつあります。

また、入間市駅北口地区、扇台地区においても土地区画整理事業により計画的な整備が進められています。

市街化調整区域*では、加治丘陵や狭山丘陵が保全され、金子・東金子地区に特産品の狭山茶の茶畑が広がっており、市民に安らぎの場を提供しています。その一方で、農地の転用、平地林の伐採等により緑地は減少し続けています。

▶ 方針

都市が、健全な発展を続けていくためには、地域の特性や周辺環境に配慮した適切な土地利用を将来に向けて図っていくことが必要です。

そのため、商業地や住宅地などの地域の特性に応じ、うるおいのある魅力的な都市活動が展開されるように、計画的な土地利用を推進します。

また、自然環境との共生による土地利用を推進し、貴重な緑を保全・活用します。

1 計画的な土地利用の推進

2 自然資源との共生による土地利用の推進

1 計画的な土地利用の推進

商業・工業などの業務の利便性の向上や良好な居住環境の形成・保護のため、商業系・工業系・住居系など、それぞれの地域の特性を活かすとともに、住工混在地区の解消など、周辺環境を十分に考慮した計画的な土地利用を図ります。

また、都市機能の拡散の方向性を見直し、将来都市構造における拠点が形成されるように、商業・業務*・サービス施設などの集積を誘導し、適正な土地利用を推進します。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

2 自然資源との共生による土地利用の推進

都市化が進行するなかで、貴重な緑を保全・活用し、豊かな緑のあるまちとするため、商業系・工業系・住居系などの都市的土地利用との均衡を考えながら、自然資源との共生による土地利用を図ります。

土地利用方針表

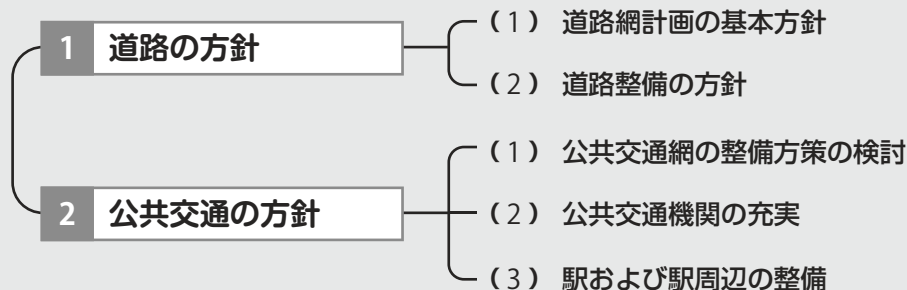
	土地利用	地区	
計画的な土地利用の推進	①商業系土地利用 【主に各駅周辺および 国道16号沿道】	入間市駅周辺 武蔵藤沢駅周辺 仏子駅周辺、元加治駅周辺、金子駅周辺、 商業集積が比較的高い路線の沿道 国道16号沿道	
	②特定産業系土地利用	圏央道入間インターチェンジ周辺	
	③工業系土地利用 【工業施設が適度に まとまって立地する地区】	狭山台工業団地と武蔵工業団地周辺 狭山台工業団地の西側、 圏央道入間インターチェンジ南側 それ以外の工業地	
	④住居系土地利用	市街化区域*内の住宅地 土地区画整理や宅地開発等により、既に良好な住宅市街地と して形成されている地区 市街化調整区域*内の住宅地	
	⑤公共公益施設地 【高等教育施設、文化施 設等が立地する地区】	教育施設地 文化施設地 医療・福祉施設地	
	自然資源との共生による土地利用の推進	⑥公園・緑地・山林等 【加治丘陵、狭山丘陵、県営 公園等の都市基幹公園*、 まとまった平地林】	加治丘陵、狭山丘陵 県営彩の森入間公園等 まとまった平地林
		⑦農地 【茶畑と農用地に指定され まとまりのある農地】	金子地区を中心に大規模に広がる茶畑 まとまりのある農地

施 策

- 商業・業務*機能のより一層の集積とともに、居住機能も合わせた土地の高度利用を図ります。
- 中心市街地の形成を図るため、中心市街地活性化などの取り組みと連携した土地利用を推進します。
- 入間市駅周辺に次ぐ新たな拠点として、都市基盤整備*完了後は、地域の核となる商業・業務機能の立地誘導を図ります。
- 地域の生活拠点として位置づけられ、周辺の居住地域を対象とした日常生活に密着した商業地としての土地利用を図ります。
- 首都圏を環状に連絡し広域的物流の大動脈であるため、ロードサイド型*の店舗をはじめ、サービス、流通等施設の立地を許容します。
- 緑との調和に配慮しながら流通系、商業系あるいは工業系の産業の適正配置を図ります。
- 狭山台工業団地と武蔵工業団地については、本市の工業の拠点として企業の継続的立地と集積を図ります。
- 工場立地を図るよう努めます。
- 隣接する住宅地の住環境に配慮した施設整備、景観整備を図ります。
- 各々の地域特性や実情に合わせ、生活道路や街区公園等の整備により、良好な居住環境の創出を図ります。
- 今後も現在の良好な住環境を維持します。
- 宅地内等のより一層の緑化を推進します。
- 無秩序な開発等を規制し、良好な居住環境の維持を図るとともに、住みやすさに配慮した土地利用を検討します。
- 周辺地域と調和した環境整備等により、優れた教育環境の創出を図ります。
- 文化の発信拠点、市民の憩いの場、交流の場として充実を図ります。
- 市民が心身ともに健康で生きがいのある生活が送れるよう、保健・医療・福祉的機能を合わせ持った場として充実を図ります。
- 本市のみでなく周辺市町を含めた地域のシンボル資源であり、首都圏近郊緑地保全区域に指定されており、加治丘陵の一部は都市計画緑地としても決定されていることから、後世に引き継ぐ緑の財産として保全と活用を図り、自然とふれあい親しまれる環境の整備を進めます。
- 将来都市構造の緑の拠点となるような土地利用を推進します。
- 市民の交流の場、くつろぎの場としての機能と、市街地内の快適環境空間としての機能を有する場として維持します。
- 市街地にある貴重な緑地を緑の資源として保全に努めます。
- 本市の特産物である茶の生産基盤として、また、本市を特徴づける景観資源として積極的な保全を図ります。
- 農業振興のための土地利用を推進します。

2 道路・公共交通の方針

道路・公共交通の方針の体系



1 道路の方針

▶ 現状

本市では、圏央道や国道16号、国道299号バイパス、国道463号バイパスが存在し、広域的な道路網は整備されています。しかし、都市計画道路など地域間を結ぶ道路が未整備（幅員・歩道等）のため、ネットワークが不十分であり、各地域間の連絡性を向上させる必要があります。

▶ 方針

都市の骨格の充実、各地域間の連絡性の向上を図るために、広域・都市間および都市内の幹線道路、補助幹線道路等の体系的なネットワークの構築をめざします。

また、誰もが安全に利用できる快適な歩行者空間の形成を進めるとともに、ユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化を推進します。

(1) 道路網計画の基本方針

広域・都市間および都市内の幹線道路、補助幹線道路などについての体系的なネットワークの構築に向け、誰もが安全に利用できる快適な歩行者空間の形成に配慮しながら、以下の視点に立って道路網を計画します。

ア 体系的なネットワークの構築

都市間交通や市街地内の交通を計画的に誘導・処理するため、幹線道路等の果たすべき役割を明確にし、体系的なネットワークを構築します。

また、本市の道路体系の特性等を勘案し、次の道路の機能に対応したネットワークを構築します。

道路の機能分類表

分類	機能
① 自動車専用道路	比較的長いトリップ*の交通を処理。設計速度を高くし、目的に応じた車両の出入り制限を行い、自動車専用とする道路
② 広域幹線道路 ③ 都市間幹線道路	都市間交通や通過交通などの比較的長いトリップの交通を大量に処理。高水準の規格を備え高い容量を有する道路。本市では、主要幹線道路（主に広域の都市間を連絡）を広域幹線道路に、主に近隣の都市間を連絡する道路を都市間幹線道路に分類
④ 都市内幹線道路	広域幹線道路や都市間幹線道路および主要交通発生源などを相互に結び、都市全体に網状に配置され、都市の骨格および近隣住区を形成し比較的高水準の規格を備えた道路
⑤ 補助幹線道路	近隣住区と都市内幹線道路とを結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を有する道路

① 都市構造、土地利用との整合

本市および周辺都市における開発ポテンシャル*と既存の自然環境との調和に配慮し、将来の都市構造、土地利用との整合性を踏まえた道路網ネットワークの構築をめざします。

② 長期未整備都市計画道路の見直し

長期にわたって整備が行われていない都市計画道路については、社会状況の変化による、その必要性などを再検証し、適切な見直しを進めます。

③ 周辺都市と整合のとれた交通網整備

所沢市、狭山市をはじめとする近隣都市の中心市街地との連絡性の向上とネットワークの整合を図り、相互発展を促す交通網を整備します。特に、隣接都市アクセス道路整備として、上藤沢・林・宮寺間新設道路の整備を進めます。

④ 地域間の連絡性を向上させる道路の整備

各地域および生活拠点、主要施設等を連絡する道路網の充実をめざし、幹線市道の拡幅や渋滞が発生しやすい交差点の改良等を行い、相互の連絡性の向上を図ります。

⑤ 安全で快適な道路空間の形成

歩行者や高齢者などの交通弱者に配慮した歩道の設置や幅員構造を確保することにより、ユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化を進めるとともに、自転車が安全に通行できる道路環境の整備方策についても検討します。また、街路樹や草花の植栽による緑化を推進し、景観的にも個性的で親しみのある道路空間の形成を図ります。

(2) 道路整備の方針

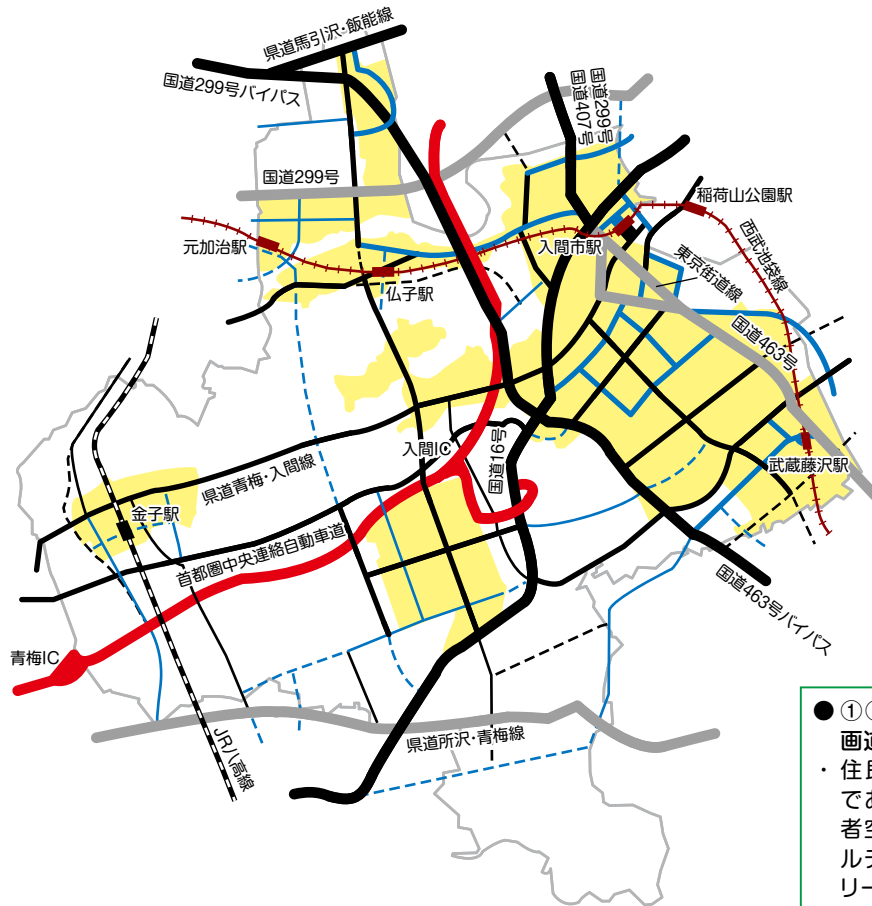
道路整備の方針は、次の図のとおりです。また、各道路の整備にあたっては、費用対効果を考慮しながら、効率的かつ効果的な路線の整備を優先して進めます。

さらに、個々の具体的な道路問題に対応した整備手法を検討します。

② 広域幹線道路

● 国道16号、国道299号、国道299号バイパス、国道407号、国道463号バイパス、県道馬引沢・飯能線

- ・大部分が広幅員で整備済みですが、黒須中央通り線（国道299号、国道407号）は、管理者と協議しながら早期の拡幅整備を図ります。
- ・大量の交通を処理する道路であり沿道等の環境への配慮を図るために、積極的な道路緑化を促進します。
- ・ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を促進します。



⑤ 補助幹線道路

● 住区内での幹線道路

- ・極力、通過交通を排除した道路とします。
- ・近隣住民の生活、行動に密接に関連した道路であるため、広幅員の歩行者空間の創出とユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進による安全で快適な道路空間の形成を図ります。

④ 都市内幹線道路

● ①②③の路線以外の都市計画道路を中心とした路線

- ・住民生活の中心となる道路であるため、ゆとりある歩行者空間を形成し、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めるとともに、緑化を推進します。

① 自動車専用道路

● 圏央道

- ・埼玉県の間はすでに開通済みですが、広域的な利便性の向上のためには、未開通部分の早期開通が望まれます。

③ 都市間幹線道路

● 国道 299号、国道463号、県道所沢・青梅線、東京街道線

- ・国道299号及び県道所沢・青梅線は、通過交通としての機能が強く、大量の交通量に見合った幅員の確保と共に、沿道住宅地の環境への負荷軽減のために道路緑化を促進します。
- ・国道463号は、中心市街地内に位置し歩行者が多いため、広幅員の歩行者空間の整備とともに、市街地内の快適環境空間としての緑化を積極的に促進します。
- ・ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を促進します。

- 自動車専用道路
- 広域幹線道路
- 都市間幹線道路
- 都市内幹線道路

- 都市内幹線道路（構想路線）
- 補助幹線道路
- 補助幹線道路（構想路線）

- 市街化区域*
- 市街化調整区域*

2 公共交通の方針

▶ 現状

本市の鉄道網は、市域北部から南東部にかけて走る西武池袋線と、市域西部を南北に走るJR八高線の2路線であり、いずれも市域周辺部に位置しています。このため、鉄道による地域間アクセスは限定的となっています。

民間路線バスは、鉄道網を補完する形で市内を走っており、鉄道駅と居住地を結ぶなど、市民にとって身近な交通機関となっています。

また、市内コミュニティバス（ていーろーど、ていーワゴン）は、交通空白地を解消するため、民間路線バスが通っていない経路を補うように、市内公共施設等を結ぶコースで運行され、高齢者等の移動手段としても利用されています。

▶ 方針

高齢社会への対応や市民の利便性の確保、さらには環境負荷の低減を図るため、公共交通網の整備方策を検討し、鉄道やバスによる公共交通機関の充実に努めるとともに、駅前広場の整備や駅舎のバリアフリー*化など、駅および駅周辺の整備を進め、すべての利用者にとって快適な公共交通体系の確立をめざします。

（ 1 ）公共交通網の整備方策の検討

急速な高齢化の進展や人口減少社会の到来を踏まえ、各地域の拠点間や鉄道駅へのアクセス性の向上など、市民の利便性を確保するため、安全で円滑な公共交通網の整備方策について検討します。

また、環境負荷の低減を図るため、過度な自動車利用から公共交通への利用転換および公共交通の利用促進を図るための検討を行います。

さらに、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などの交通結節点の機能とそのあり方について検討します。

（ 2 ）公共交通機関の充実

市民の利便性向上のため、JR 八高線の複線化や西武池袋線の運行体制のさらなる充実など、鉄道の輸送力増強を事業者にはたらきかけていきます。

民間路線バスについては、既存路線の維持・確保を図るとともに、運行本数の増加や路線の増設・延伸を可能な限り事業者にはたらきかけていきます。また、基盤整備や地域間を結ぶ道路の整備、交差点改良等により定時運行や安全性の向上につなげるとともに、ノンステップバス導入を促進します。

市内コミュニティバスについては、高齢者や障害者等をはじめとした市民が、通勤通学や通院、買い物等により利用しやすくするために、また、高齢者や障害者等の活動範囲が広げられるような運行に努めます。

（ 3 ）駅および駅周辺の整備

すべての人が利用しやすい駅とするため、土地区画整理事業が実施されている駅周辺については、鉄道事業者と連携を図りながら、事業に合わせて、駅前広場や駐輪場などの整備を推進します。また、それ以外の駅周辺については、現状分析や課題の整理を行い、適切な整備手法を検討します。

さらに、駅舎の整備、駅構内の整備、改札口の新規開設などを事業者にはたらきかけるとともに、駅のユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化を促進します。

③ 公園・緑地の方針

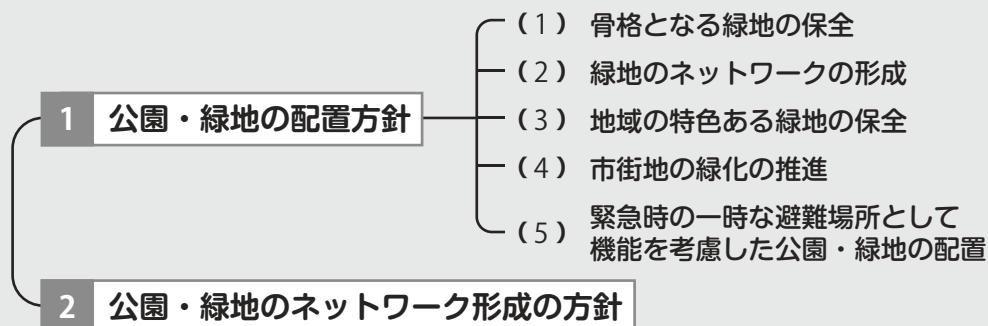
▶ 現状

本市の都市公園は土地区画整理事業地内を中心に整備を進め、市民一人あたりの面積も増加していますが、まだ十分とは言えない水準であり、緑の骨格である丘陵地の保全・活用、残存する樹林の保全・活用、河川沿いの緑の保全、都市公園等の計画的な整備、都市緑化の推進などが課題となっています。

▶ 方針

加治丘陵、狭山丘陵をはじめ、入間川、霞川等の河川、茶畑を主とする大規模な農地、まとまった平地林等をうまく活用した公園・緑地の配置により、緑のネットワークの形成を図ります。また、本市の「緑の基本計画*」との連携を図ります。

公園・緑地の方針の体系



1 公園・緑地の配置方針

快適な生活環境を確保するため、次頁の4つの機能を総合的に考慮し、地区の特性に応じて適切に公園・緑地を配置し、その保全、整備を図ります。

(1) 骨格となる緑地の保全

・加治丘陵と狭山丘陵の里山環境、入間川など河川の水辺環境、広大な茶畑の田園環境など、本市の緑の骨格である緑地の保全を図ります。

(2) 緑のネットワークの形成

- ・緑のネットワークの軸となる河川については、周辺の自然環境を含めた保全に努め、緑のネットワーク形成の充実を図ります。
- ・緑の骨格である丘陵地、緑の拠点となる規模の大きい公園や保全地など、本市に点在する特色ある緑を、遊歩道や街路樹のある道路などで結び、緑にふれながら市内を巡ることができる緑の回廊をつくります。
- ・生物多様性の保全に配慮したエコロジカルネットワーク*の形成を図ります。

(3) 地域の特色ある緑地の保全

- ・地域に残る平地林や斜面林、大木や古木などは、貴重な緑の資源として保全を図ります。
- ・生産緑地等の市街地にある農地は、防災機能や環境保全機能を有しているため保全を図ります。また、茶畑については、本市が狭山茶の主産地であり、本市らしい特徴のあるまちの景観として保全を図ります。

(4) 市街地の緑化の推進

- ・街区公園の適正な配置に努め、公園が不足する区域では、計画的に公園整備を進めます。
- ・土地区画整理事業地区内では、公園や街路樹の整備を行うとともに、生垣などの接道部の緑化も推進します。

(5) 緊急時の一時的な避難場所として機能を考慮した公園・緑地の配置

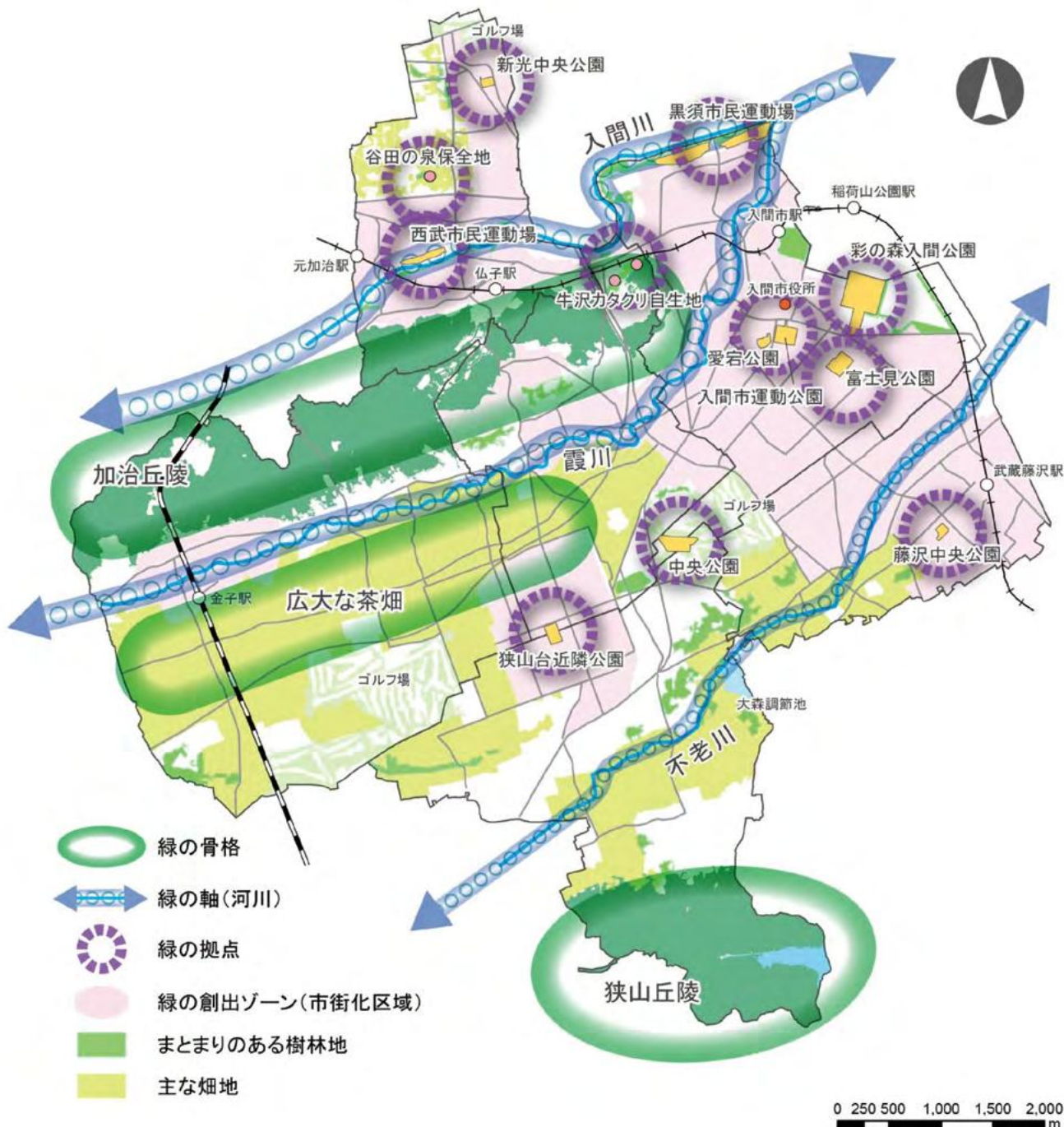
- ・災害時に公園・緑地は、近隣住民が一時的に避難する場所や集合する場所等として利用されます。そのため、都市公園を中心に避難場所としての機能を持った公園・緑地の確保にも努めます。

公園・緑地の配置方針表

系 統	機 能	場 所
環境保全系統	●都市での自然生態系の保全、自然とのふれあいを通じた人間形成に役立つよう、主として緑地の存在機能に着目して配置します。	加治丘陵、狭山丘陵、入間川等の河川とその周辺
レクリエーション系統	●近年の余暇時間の増大によるレクリエーション需要の多様化や自然とのふれあいに対する需要の高まりに応え、日常圏的、週末圏的なレクリエーション活動に役立つように、主として利用機能に着目して配置します。	加治丘陵、狭山丘陵、入間川河川敷、住区基幹公園*
防災系統	●非常時の人命、財産を守り、災害を事前に防止し、災害に強い都市構造を形成するために、体系的な緑地の配置を行います。 ●災害時の避難場所、避難路に対応し得るような緑地として配置します。	都市基幹公園*、住区基幹公園、入間川河川敷、平地林
景観形成系統	●都市内の郷土的景観を形成する緑地、ランドマーク*、シンボルとなるような緑地等で優れた都市景観を形成し、かつ、特色あるまちづくりに役立つような機能に着目して配置します。	加治丘陵、狭山丘陵、入間川等の河川、一団の茶畑、平地林

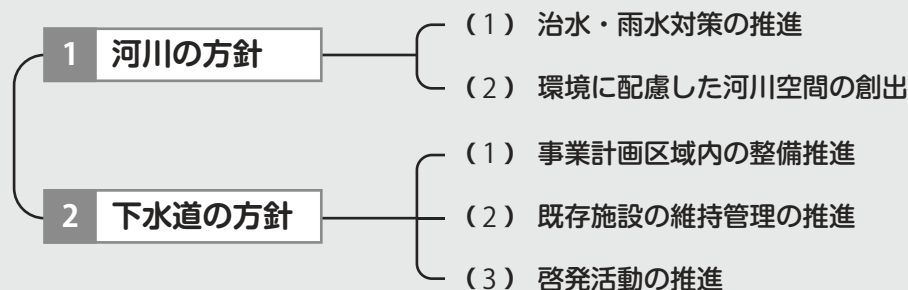
2 公共交通の方針

公園・緑地等を有機的に連絡し、ネットワークを形成します。



4 河川・下水道の方針

河川・下水道の方針の体系



1 河川の方針

▶ 現状

河川は、利水、治水の面のみでなく、地域コミュニティの場、レクリエーションの場、親水空間、気候の緩和、火災時の防火帯などの機能をもっています。

また、今日では社会的な環境問題に対する認識の高まりから河川に対する考え方も、都市の環境要素の1つとして、自然環境、生態系や自然風景に配慮したエコロジカル*な機能としての要素が重要視されています。

▶ 方針

市内には、入間川、霞川、不老川の3本の河川があります。これらの河川は、都市を構成する軸として位置づけられ、緑の拠点等をネットワークする軸としても重要な役割を果たしていますので、それぞれの河川について、治水と環境の両面に配慮した整備を県に要望していきます。

(1) 治水・雨水対策の推進

大雨による河川の氾濫を防ぐため、河川・水路の改修や調節池*の整備を促進します。

また、雨水が一気に河川に流れ込まないように宅地や公共施設への浸透施設の普及、緑化の推進により、地下への雨水の浸透を図ります。

(2) 環境に配慮した河川空間の創出

うるおいのある空間を創出するため、河川の保全・活用を推進します。また、整備にあたっては、自然環境、生態系、景観に配慮します。

各河川の整備手法表

入間川

- 浸水等の被害を最小限とするための護岸整備を県に要望していきます。
- 宅地や公共施設への浸透施設の普及、緑化の推進により、地下への雨水の浸透を図ります。
- 現況の入間川の自然環境・景観特性等を活かした計画的な保全、活用、助長を図ります。
- 近隣都市と一体となったサイクリングロードの整備や河川敷を利用した公園等、交流の場の整備により、住民の健康増進とレクリエーション機能の充実を図ります。
- 親水護岸、魚巢、緑化護岸等の導入による自然環境に配慮した河床、護岸を管理者と協議しながら整備を図ります。
- 河川空間の親水性向上のために、周辺地域からの有機的な接続とアクセス道路の整備を図ります。
- 下水道の整備や合併処理浄化槽の普及等による水質の改善とともに、周辺環境の向上の推進を図ります。

霞川

- 浸水等の被害を最小限とするための護岸整備を県に要望していきます。
- 宅地や公共施設への浸透施設の普及、緑化の推進により、地下への雨水の浸透を図ります。
- 人と自然、人と人がふれあい、調和のとれた「汀（みぎわ、：岸辺）」の復元を主体に、縁続きとなる河岸区域を含めた水辺の集中的な整備を図ります。
- 四季を感じ、自然生態が息づき、人々の心をなごませる地域のシンボル空間を形成するため、ふるさとのおせせらぎ、清流の復活を図ります。
- 河岸歩道の整備による歩行者動線、空間の確保とともに、各種イベント、日常の語らい、生活環境要素等としての積極的な活用を目的とした親水公園*の整備を図ります。
- 斜面林、河岸の並木、屋敷林等の保全、活用による河岸の緑化を推進し、緑の軸線を形成するとともに、景観特性として位置づけていきます。
- 下水道の整備や合併処理浄化槽の普及等による水質の改善とともに、周辺環境の向上の推進を図ります。

不老川

- 浸水等の被害を最小限とするための河道改修および大森調節池*の拡張を促進していきます。
- 宅地や公共施設への浸透施設の普及、緑化の推進により、地下への雨水の浸透を図ります。
- 河岸における緑と田園集落的景観の保全、活用及び管理道等の活用により全線の親水緑道化の推進を図ります。
- 隣接する大森調節池と一体となった周辺環境の向上の推進を図ります。
- 多自然護岸、蛇籠*等による自然環境に配慮した河床や護岸の整備（旧河川部分の活用など）を管理者に要望していきます。
- 親水空間の有効活用を図るために、周辺地域からの有機的な接続とアクセス道路の整備を図ります。
- ろ過、浄化装置、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及等により水質の改善を図ります。

2 下水道の方針

▶ 現状

本市では、昭和46年の荒川右岸流域下水道事業への加入以後、全体計画区域2,791haのうち、事業計画区域1,644haにおいて、污水管整備を推進した結果、事業計画区域内における污水管整備率は95.5%となりました。(平成30年4月1日現在)

▶ 方針

今後も事業計画区域内の污水管整備を継続するとともに、既存施設の機能の保全事業に取り組みます。また、引き続き水洗化の普及活動の推進により河川等の水質の浄化、快適な生活環境の向上を図ります。

(1) 事業計画区域内の整備推進

污水整備は土地利用状況にあわせ実施し、雨水整備については河川改修の進捗状況等を踏まえ検討します。

(2) 既存施設の維持管理の推進

下水道管路施設を適切に保全するため、既存施設の改築、修繕等の維持管理を計画的に推進します。

(3) 啓発活動の推進

下水道に対する啓発・普及活動を積極的に行い、公共下水道未接続家屋の水洗化の普及を推進します。

5 福祉のまちづくりの方針

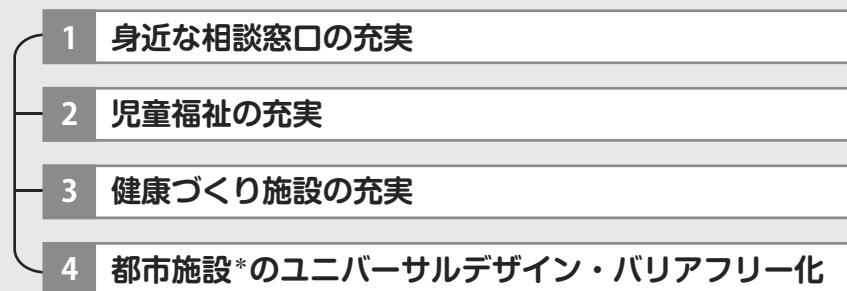
▶ 現状

急速な高齢化、価値観やライフスタイルの多様化が進むなか、市民の誰もが等しく社会参加できるまちづくりへの意識が高まってきています。

▶ 方針

身近な相談窓口の充実、児童福祉の充実、健康づくり施設の充実、都市施設*のユニバーサルデザイン*・バリアフリー*化を進め、すべての市民が安心して生活し、また、等しく社会参加できるようなまちづくりを推進します。

福祉のまちづくりの方針の体系



（ 1 ）身近な相談窓口の充実

高齢者や障害者ができるだけ住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センター*、障害者相談支援センター、障害者就労支援センターなどの身近な相談窓口の充実を図ります。

また、地域でのくらしを支えるため、医療・保健・福祉・予防などを包括的かつ継続的につなぐ支援体制を構築し、子どもから高齢者まで、ワンストップで支援する福祉総合相談支援窓口の設置に取り組みます。

（ 2 ）児童福祉の充実

次世代を担う子どもたちの健やかな成長の支援や保護者のニーズに応じた保育サービスを推進するとともに、老朽化した保育所の適正整備、保育の質の向上を図ります。

また、市街地内において、親子が散策したり遊んだりすることによって、より一層のコミュニケーションを図ることができる児童のための公園等の施設の整備・充実を図ります。

（ 3 ）健康づくり施設の充実

市民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健康で長生きし（健康寿命の延伸）、生きがいのある生活を送れる（生活の質の向上）よう、健康福祉センターの保健・医療・福祉的機能の充実を図ります。

また、余暇時間の増加や健康づくりに対する意識の高まりに対応した、運動公園等のスポーツ施設の更新・充実を図ります。

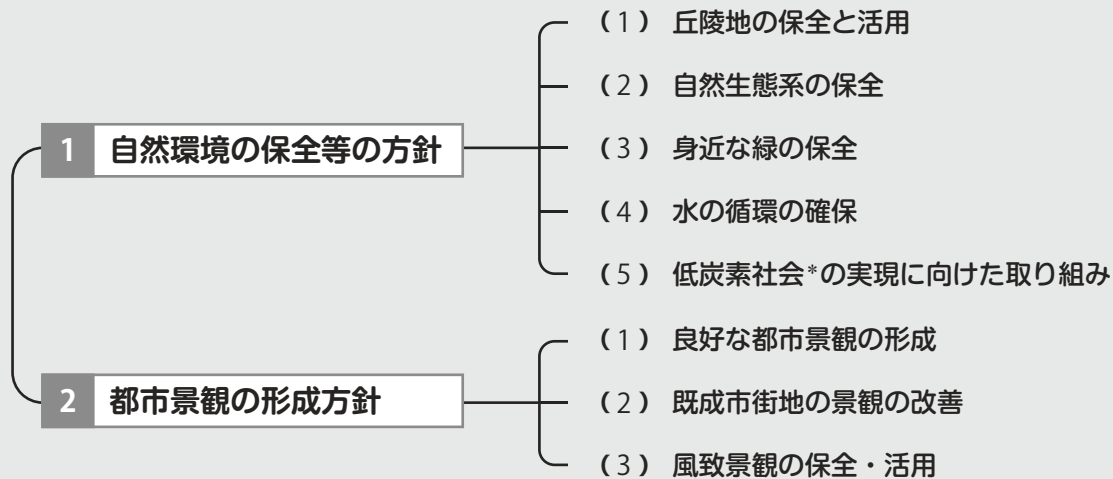
（ 4 ）都市施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができるよう、都市施設*の段差の解消やスロープの設置等を積極的に推進します。特に、道路、公園、市の公共施設については施設の更新に合わせてユニバーサルデザインの導入・バリアフリー化を図ります。

また、市内小中学校や地区体育館などの施設は、災害時の避難場所にもなることから、ユニバーサルデザイン*の導入・バリアフリー*化を推進します。

6 自然環境・都市景観の形成方針

自然環境・都市景観の形成方針の体系



1 自然環境の保全等の方針

▶ 現状

本市の緑地が減少し続けるなかで、加治丘陵、狭山丘陵という2つの丘陵地や市内を流れる河川などには、自然環境が比較的豊富に残っています。これらの自然環境は、とかく無機質になりがちな今日の都市環境において、やすらぎやうるおい、快適性を創出する重要な役割を持っています。

▶ 方針

人々が、ふれあい、親しむことができるように、生物多様性に配慮した自然資源の積極的な保全、活用等を図るとともに、身近な緑の保全、地下水の涵養*を図ることで、より良い環境の形成を推進します。また、環境負荷の少ない低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進します。

（１）丘陵地の保全と活用

加治丘陵、狭山丘陵は、近郊緑地保全区域に指定され、豊かな緑が残されていることから、後世に引き継ぐ貴重な自然環境として積極的に保全を図ります。

また、両丘陵ともに、自然観察、自然とのふれあいのできる場としての活用を図ります。

（２）自然生態系の保全

オオタカやホタル、カタクリなどの希少な動植物の生息・自生地の自然環境を保全し、これらの動植物の恒久的な保護を図り、生物多様性の保全に取り組みます。

また、市街地内においても、生き物と共生する豊かな都市環境の形成を図るために、公園や緑道、宅地内の緑等を活用し、野生の生き物の多様な生息に配慮した緑のネットワークの形成を図ります。

（３）身近な緑の保全

市内に点在する貴重な樹木や平地林等を都市内のゆとりの空間として、また、地球温暖化防止などの対策として保全に努めます。

また、市街地にある貴重な緑地を緑の資源として保全に努めます。

（４）水の循環の確保

自然環境の保全や河川の増減水に対応するため、緑化の推進、浸透施設の普及などにより地下水の涵養*を図り、豊かな水辺やうるおいを創出していきます。

（５）低炭素社会の実現に向けた取り組み

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を抑えた環境にやさしい低炭素社会を推進するため、都市機能の集約化とあわせ、交通、エネルギー、緑などの各分野において低炭素化に向けた取り組みを推進します。

2 都市景観の形成方針

▶ 現状

都市化の進展や人々の価値観の多様化、景観に対する意識の高まりから、調和のとれた景観や自然的風致*景観など、良好な景観の形成や維持が求められています。

こうしたなか、景観法に基づき、本市においても一定規模以上の建築物の建築については届出を通じた必要な指導、誘導を行っています。

また、10地区ある地区計画区域内においては、地区計画制度により、良好な景観の維持および誘導を図ります。

▶ 方針

市民が住んでいてよかったと思えるような良好な都市景観の形成を図ります。特に、景観法が適用される建築物や地区計画区域内のまち並みについては、景観法や地区計画制度に基づき、良好な景観の形成に努めます。

また、市内に数多くある緑地や水辺などの自然資源や歴史的・文化的資源を保全・維持するとともに、日常生活の中にもうまく生かし、都市景観の創出を図ることで、市民の生活にゆとりや豊かさを演出します。

（ 1 ）良好な都市景観の形成

良好な都市景観の形成のため、一定規模以上の建築物等の建築については、景観法に基づき指導・誘導を図ります。

また、国道16号等の幹線道路沿道の看板の形態、位置、色彩等の規制により、周辺地区と調和のとれた沿道景観、市街地景観への誘導を図ります。

さらに、地区計画区域内においては地区計画制度により、良好な景観の維持および誘導を図るとともに、住民要望や土地区画整理事業に併せて新たな地区計画区域を決定し、良好な景観の区域の拡大を図ります。

これらに加えて、住宅地においては、生垣の奨励などによるソフトな景観づくりを進めることによって、良好な景観を創出します。公共施設等についても、緑化を積極的に行うとともに、施設の改修においては、周辺の景観と調和するデザイン・色彩となるよう努めます。

（ 2 ）既成市街地の景観の改善

既成市街地においては無秩序なまち並みとならないよう商店等の協力により規制、誘導を図り、景観の改善を図ります。

特に、中心市街地においては、にぎわいの中にも落ち着きと統一感があり、魅力ある都市空間となるように、景観の維持・向上を図ります。

（ 3 ）風致景観の保全・活用

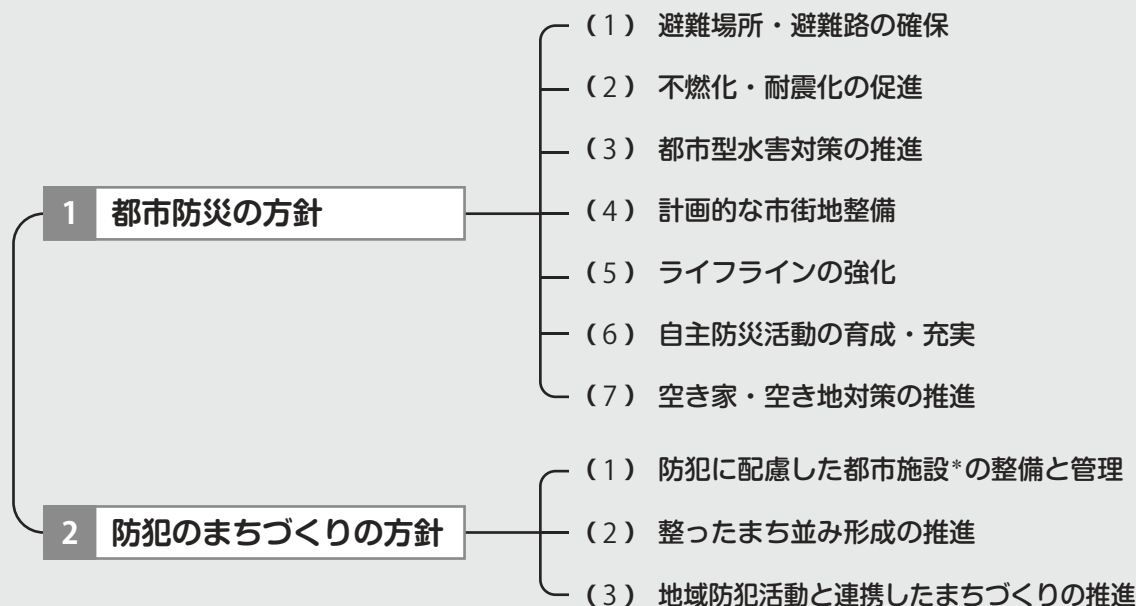
加治丘陵、狭山丘陵、入間川等の自然景観は、本市のみならず周辺市町も含めた広い地域の中での貴重な資源であるため、現状の優れた景観を後世に引き継げるように保全、維持を図ります。

また、豊かな自然環境、風致景観を活かした計画的な土地利用を推進し、うるおいのある都市景観の形成を図ります。

さらに、市内に点在している歴史的建造物等を保全するとともに、これら歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。

7 都市防災・防犯のまちづくりの方針

都市防災・防犯のまちづくりの方針の体系



1 都市防災の方針

▶ 現状

近年、これまでの想定を超える局地的な集中豪雨による浸水被害が発生しています。また、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）【平成7年】以降、新潟県中越地震【平成16年】、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）【平成23年】、熊本地震【平成28年】など大きな被害をもたらした地震も発生し、首都直下地震・東海トラフ地震等の発生も懸念されています。

一方、都市化の進行により、市街地では、建築物の高層化、住宅の密集化が進み、従来からの木造家屋が密集して防災面での危険性が高い地区も見られます。

このような状況から、市民の都市防災に対する意識はますます高まっています。

▶ 方針

都市防災に関しては、地震およびこれに伴う災害対策と、都市型水害対策が重要課題となっているため、本市の「地域防災計画*」との連携を図りながら、避難場所・避難路の確保、不燃化・耐震化の促進、都市型水害対策の推進、計画的な市街地整備、ライフライン*の強化、自主防災活動の育成・充実を図り、被害を最小限にとどめるという観点から、安全なまちづくりを推進します。

（１）避難場所・避難路の確保

公園は、日常における憩いの場、レクリエーション等多目的な住民活動の場です。

また、非常時には避難場所として安全性が求められることから、公園が機能的な避難場所となるように防災機能の充実を図ります。

さらに、各公園のネットワーク化を図ることにより、一時避難場所への安全な誘導、避難が可能となるため、体系的なネットワークによる公園整備を推進します。

なお、避難路の確保については、街路整備が必要となるため、街路の幅員に関しても避難路として、また防災帯としての役割が果たせるよう規模、規格の確保を図ります。

（２）不燃化・耐震化の促進

不燃化の促進は、火災発生の防止、抑制をはじめ、延焼・類焼の防止、避難路の安全性の向上などが図られ、耐震化の促進は、地震による被害を最小限にとどめるなど防災の面でも重要な対策となっています。

特に木造住宅密集地では、面整備と併せた積極的な不燃化を促進し、空地の確保に努めるとともに、建物の耐震診断等を通じて耐震性の向上の促進を図ります。

また、集積した商業地についても、居住人口が多いだけでなく不特定多数の人が集散することから、不燃化促進を積極的に推進します。

（３）都市型水害対策の推進

集中豪雨や台風などによる家屋の浸水の主な要因は、畑や山林の減少による保水力の低下と住宅地の増加や道路の建設に伴い雨水が地下へ浸透せずに、すぐに河川などに流れ込んでしまうことなどによるものです。

このような水害を軽減するため、雨水が一気に河川に流れ込まないように、流域自治体との調整、緑化の推進による保水力の確保、住宅地や公共施設への浸透施設の普及、遊水池の活用などを推進していきます。

また、河道改修を県に要望するなどの洪水被害防止の取り組みをおこなっていきます。

（４）計画的な市街地整備

既存市街地については、緊急車両の通過が困難な狭い道路が多く、特に地震等の災害時においては、家屋の倒壊や架線の断裂、電柱、照明等道路内施設の倒壊も考えられることから、土地区画整理事業等の面的整備の手法により、道路・公園等の都市施設*の計画的な整備を検討します。

（５）ライフラインの強化

市民生活に大きな影響を及ぼすライフライン（電気、ガス、水道、下水道等）の耐震化等を推進します。また、災害時のライフラインを確保するため、関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

(6) 自主防災活動の育成・充実

防災に関しては、施設整備、改善による都市構造上の防災機能の強化とともに、非常時における住民自らの防災活動が被害の軽減、抑制のために重要な役割を果たします。

そのため、本市では、災害時に備えて住民の自主的な防災活動により、被害を最小限にとどめるための自主防災会*が組織されています。

自主防災会では、非常時に備え防災教育や防災意識の普及、防災訓練などの活動を行っているため、さらに活動が活性化するよう組織を支援・育成するとともに、さらなる充実を図ります。

(7) 空き家・空き地対策の推進

空き家の増加は、不審者の出入りや放火など、防犯、防災上の観点からも対策が必要となります。

また、空き地の増加による雑草繁茂やゴミの不法投棄等、生活環境への悪影響や地域イメージ・活力の低下等が指摘されています。

そのため、所有者の意識啓発とともに、空き家・空き地の適正管理や有効活用を推進します。

2 防犯のまちづくりの方針

▶ 現状

近年、本市においては自主防犯団体等の積極的な地域安全活動により、犯罪件数が減少している一方で、地域コミュニティが希薄となり、自治会加入率も低下しています。このような状況においても、市民の防犯意識は高まってきています。

▶ 方針

犯罪を起こしにくいまちづくりを進めていくことが課題となっていることから、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 防犯に配慮した都市施設の整備と管理

道路や公園等の整備にあたっては見通しの確保に配慮した設計に努め、既存の市街地においては、街路樹や公園の樹木の剪定および空き地の適正な管理に努めるなど、犯罪を起こしにくい環境を創造します。

また、防犯上必要な場所への防犯灯の設置や老朽化した防犯灯の改修を行います。

(2) 整ったまち並み形成の推進

整ったまち並みは防犯性の向上につながることから、景観に配慮したまちづくりを推進します。

(3) 地域防犯活動と連携したまちづくりの推進

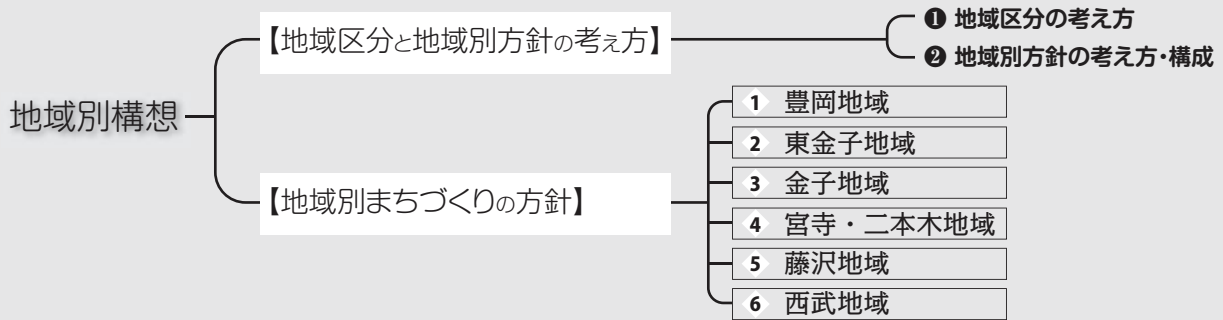
防犯に配慮した都市施設の整備等のまちづくりは、地域で活動する防犯組織への支援や地域住民の防犯意識の高揚などのソフト面の施策と連携して、総合的に推進します。

第3章

地域別構想



地域別構想の構成



【地域区分と地域別方針の考え方】

地域別構想（地域別まちづくりの方針）は、各地域の実情や住民の意向を踏まえ、全体構想との整合を図りながら、地域別にまちづくり施策の方向を示したものです。

1 地域区分の考え方

地域別構想（地域別まちづくりの方針）の策定にあたり、住民に身近な地域のまちづくりの方針とするため、地域区分は、市役所・各支所を中心とする行政単位（豊岡地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、西武地区）と同じ6地域とします。

地域区分図



2 地域別方針の考え方・構成

地域別構想（地域別まちづくりの方針）では、地域の特性を活かしたきめ細かな方針となるように、地域ごとの課題を踏まえ、全体構想の将来都市構造や分野別まちづくりの方針をさらに詳細化した方針を地域ごとに示します。

地域別方針の構成



地域の将来目標とまちづくりの方針	地域の将来目標を標語的に表し、実現に向けた方針を表しました。
地域整備方針	地域ごとの将来目標実現に向け、全体構想の分野別まちづくりの方針よりも、さらに詳しい地域整備の基本的な方針（土地利用、道路、公園）を示しました。また、主要地区の整備方針として、地域内の地区・施設で緊急性が高く、整備の必要性があるものの整備内容を表しました。

【地域別まちづくりの方針】

1 豊岡地域

1 地域の将来目標とまちづくりの方針

1 地域の将来目標

本地域は、入間市を構成する6つの地域のうち、明治22年の町村制施行時点で唯一の「町」です。本市の表玄関である西武池袋線入間市駅や市役所・図書館・市民会館などがあり、公共的に大きな核を形成しています。また、旧石川組製糸西洋館などの歴史的な文化財や、豊かな水と緑に包まれた彩の森入間公園などの大きな公園には、四季を通じて多くの方が訪れています。

このように、市の中心的な機能を持ち、歴史や文化、自然に触れることができ、最も居住人口の多い地域であることから、市の顔（中心）としてふさわしいまちづくりが求められています。

このことから、豊岡地域の将来目標を次のとおり設定します。

質の高い都市景観を有した
まちの顔づくり



2 地域のまちづくりの方針

将来目標を実現するため、地域のまちづくりの方針を次の4つとしました。

都市基盤の整備

現在事業が進められている扇台・入間市駅北口土地区画整理事業の推進により、まちの顔としてふさわしい機能的な都市基盤の形成を図ります。

さらに、これらの都市基盤整備*にあたっては、本市の中心地域としてふさわしい景観の整備について積極的な配慮を行っていきます。

また、歴史と文化が感じられるまちづくりの推進および拠点の形成にも配慮し、歴史的建造物の保全と活用を図ります。

駅前空間の整備と利用の研究

入間市駅は、本市を代表する駅であり、玄関口としての役割も担っていますが、駅北口が整備中であることや駅南口に未利用地が存在するなど、まちの玄関口としての機能を十分に果たしているとは言えません。そこで、駅北口の都市基盤整備を推進することにより、まちの顔としてふさわしい駅前空間の整備を図るとともに、良好な景観の形成に努めます。

また、駅南口未利用地（ジョンソン基地跡地留保地）については、利用計画策定に向け、検討の前提となる基本方針の策定に取り組むとともに、計画策定に向けた調査・研究、市民および関係機関等との意見交換・調整に取り組みます。

居住地景観の充実

土地区画整理事業等の基盤整備がなされた地区は、今後も用途地域*制度や地区計画等により、良好な居住環境・居住景観の形成・充実を図ります。一方、その他の地域は、旧来からの雑然とした居住環境・居住景観となっているところもあるため、面的基盤整備や地区計画等の導入により、ゆとりとやすらぎのある居住環境・居住景観の形成を図ります。

歩行者空間の整備・充実

市内で最も人・車の往来が激しい地域であるため、歩行者の安全性の確保は、急速な高齢化の進行に対応していく中で重要な課題とされています。

そのため、すべての歩行者の安全性を十分に考慮した広幅員の歩行者空間の整備・充実を図るとともに、街路樹等の適正な維持管理による歩行者空間の景観整備も行います。

2 地域整備方針

1 土地利用

まちの顔として、人々が活動しやすい機能の充足が必要とされるため、中心拠点（商業・業務*）機能の充実や多様な機能の導入が図れるような土地利用を推進します。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

土地利用整備方針表（豊岡）

①中心商業業務地【入間市駅周辺、市役所周辺】	<ul style="list-style-type: none"> ●市の中心としてふさわしい都市基盤の整備を推進し、商業・業務機能の高度集積を図りながら、活気に満ちた利便性のよい商業・業務の中心拠点を形成します。 ●中心市街地の形成を図るため、中心市街地活性化などの取り組みと連携した土地利用を推進します。 ●入間市駅北口土地区画整理事業区域は、防火・準防火地域や地区計画の指定を行い、災害に強くかつ良好なまち並みを形成します。
②近隣商業地【武蔵中央通り線、鍵山1・2丁目地内の県道富岡・入間線沿道で近隣商業地域指定の地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の日常的な消費のための商業、サービス施設の立地を許容します。また、近隣に立地する大型店との共存を図り、個性ある商業環境の創出を図ります。
③沿道サービス地【国道16号沿道で霞川以南の地区および狭山市との隣接地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車利用等に対応したロードサイド*型の商業、サービス施設の立地を許容していきます。 ●高倉地区は、地形上、サービス施設の立地が難しいため、住居系の土地利用を図ります。
④複合利用地【主要な幹線・補助幹線道路の沿道】	<ul style="list-style-type: none"> ●背後の良好な居住地の住環境保全を図りつつ、地域住民の日常生活の利便性を図る施設を許容します。
⑤低層住宅地【低層住宅地を中心として土地利用を図る地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●都市基盤整備*完了地区は、良好な住環境を維持し、より一層の景観等の整備を図ります。 ●基盤未整備地区は、無秩序な開発を抑制するとともに、扇台地区を中心に都市基盤整備を推進し、周辺地区と調和した良好な低層住宅地としての整備を図ります。
⑥中高層住宅地【都市再生機構等の中高層マンションが立地する地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●主に中高層のマンション等の立地を許容し、混在する低層住宅等との調和を図り住環境の向上を図ります。
⑦一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●主として専用住宅の立地、付近の状況等により、適正な範囲での商業施設、業務施設、サービス施設等の立地を許容します。ただし、専用住宅以外の立地は、住宅地の住環境保護のため、周辺環境に十分に配慮します。
⑧公共公益施設地【小・中・高校の教育施設、まとめて文化施設が立地する地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●教育施設は、児童・生徒の健全な育成と学力の向上が図られるよう周辺と調和した教育環境の創出に努めます。 ●文化施設は、市民文化活動や生涯学習・レクリエーション活動のための施設としてふさわしい機能強化を図るとともに周辺環境との調和を大切にします。 ●西洋館や旧黒須銀行、武蔵豊岡教会などの歴史的建造物がある地域については、景観の保全と活用を図ります。
⑨公園・緑地等【比較的規模の大きい公園・緑地】	<ul style="list-style-type: none"> ●彩の森入間公園は、地域および市の公園の拠点としての活用を図ります。 ●入間川河川敷の黒須市民運動場は、住民のスポーツ・レクリエーションの場としての施設の充実を図ります。 ●地域内に残る樹林は、貴重な自然環境であるため、保全と活用に努めます。
⑩農地【まとめて残る農地】	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化区域*内の生産緑地地区は、緑の空間として維持し、それ以外の農地は適正な都市的土地利用を図ります。茶畑は、本市らしい特色のあるまちの景観として保全を図ります。 ●市街化調整区域*内の農地は生産の場・自然とのふれあいの場として保全を図ります。

土地利用方針図(豊岡)



	中心商業業務地		低層住宅地		公園・緑地等
	近隣商業地		中高層住宅地		農地
	沿道サービス地		一般住宅地		ゴルフ場
	複合利用地		公共公益施設地		特定産業系地域

2 道路

幹線道路の整備により交通渋滞の解消を図り、さらに地域の生活に密着した生活道路等の拡幅整備により、利便性や機能性、防災性を高めます。

また、歩道幅員を確保し、ユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化を推進するとともに、住宅地内への不要な自動車の進入抑制を図ります。

道路整備方針表(豊岡)

①面的基盤整備等の推進による幹線道路の整備

- 市の中心駅としてふさわしい駅前空間を創出するため、北口駅前広場の整備、アクセス道路等の整備を推進します。
- ジョンソン基地跡地留保地（入間市駅前側）の活用に向けて、入間市駅南口交通広場と馬頭坂線を結ぶ道路の整備を推進します。
- 武蔵中央通り線沿道およびその周辺は、交通渋滞等の解消、歩行者空間の創出、建物の不燃化の促進のため、中心市街地活性化などの取り組みと連動した道路等の整備を推進します。

②生活道路の整備

- 歩行者の安全、緊急車両の進入路確保等のため、道路幅員4m以上の拡幅整備を図ります。

③歩行者空間の整備・充実

- 道路整備では、十分な幅員の確保による歩行者空間の創出とユニバーサルデザインの導入・バリアフリー化を図ります。

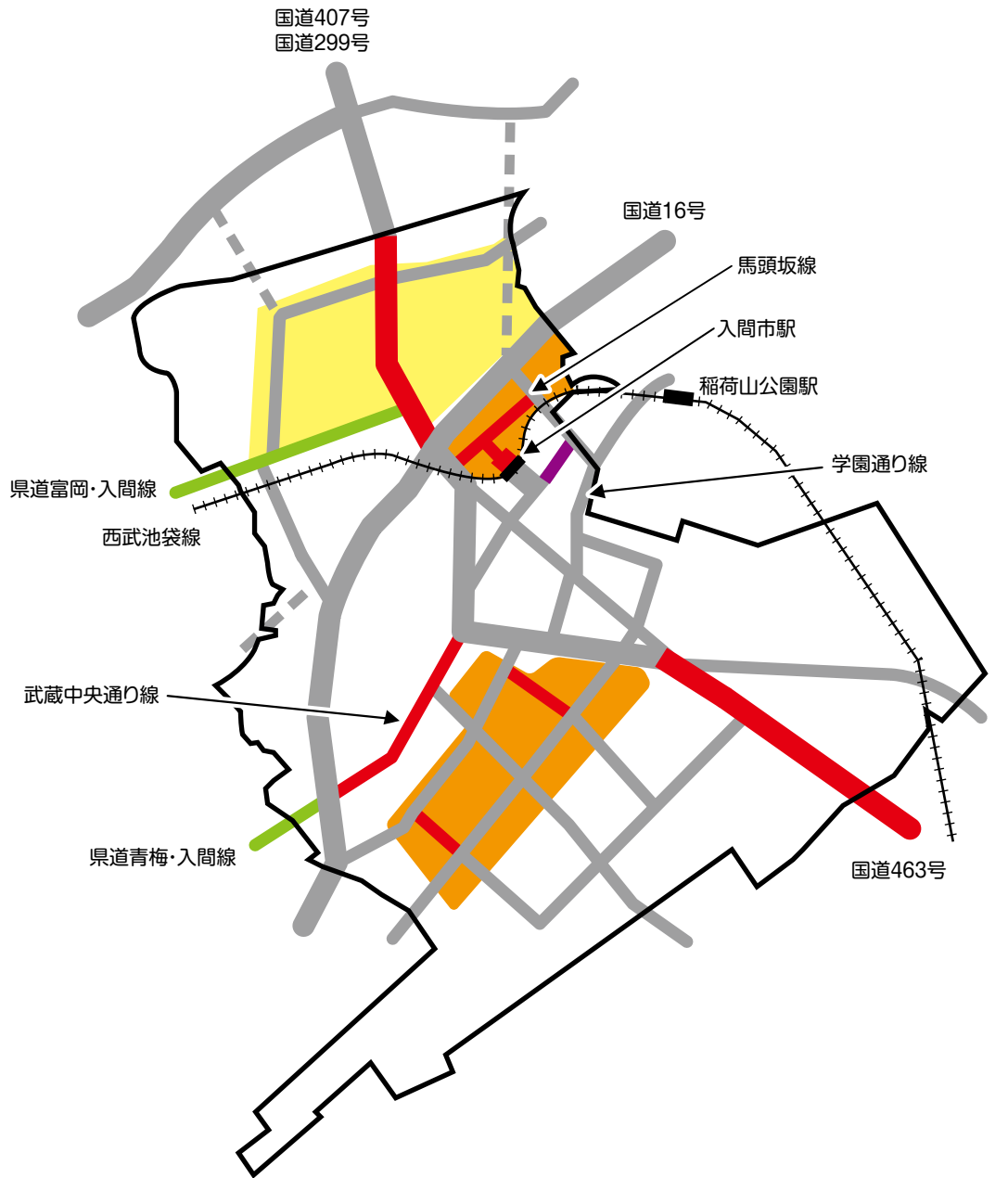
④住宅地内への不要な車両の進入抑制

- 居住環境、安全性の向上のため、幹線道路等の整備により、不必要な車両の進入抑制を図ります。

⑤生活道路のバリアフリー化

- 安全で快適な日常生活のため、生活道路の段差等の解消を図ります。

道路整備方針図(豊岡)



- 都市計画道路の計画的整備
- 幹線道路の整備
- 幹線道路(構想路線)
- 都市計画決定によらない単独道路事業による道路拡幅(歩道の設置)
- 整備済または既存路線
- 構想路線
- 面的整備事業の促進による幹線道路の整備
- 既成市街地内の生活道路の整備による安全性の確保

3 公園・緑地

人口規模に対応した公園・緑地の充実のために、土地区画整理事業などにより、計画的な公園・緑地の配置・整備を行います。

また、道路をはじめとする公共施設などの緑化を推進するとともに、河川や地域の公園を活用して緑のネットワークの形成を図ります。

公園・緑地整備方針表(豊岡)

①面的基盤整備による計画的な公園・緑地の配置・整備

- 住民の憩いの空間、コミュニケーション空間創出のため、面的基盤整備による計画的な公園・緑地の整備を図ります。

②各公園・緑地のネットワーク形成

- 主要な公園を歩道等により結ぶことで一体性を高め、「緑と公園の拠点ゾーン」として形成し、地域イメージの確立を図ります。

③公共公益施設・民間施設の緑化推進

- 学校、公民館などの公共公益施設の緑化により緑の増加に努めます。
- 民間施設の生垣化の推奨、屋上緑化、壁面緑化の推進により、地域の緑の充実を図ります。

④道路の緑化

- 幹線道路等の街路樹の整備、適正な維持管理を図ります。

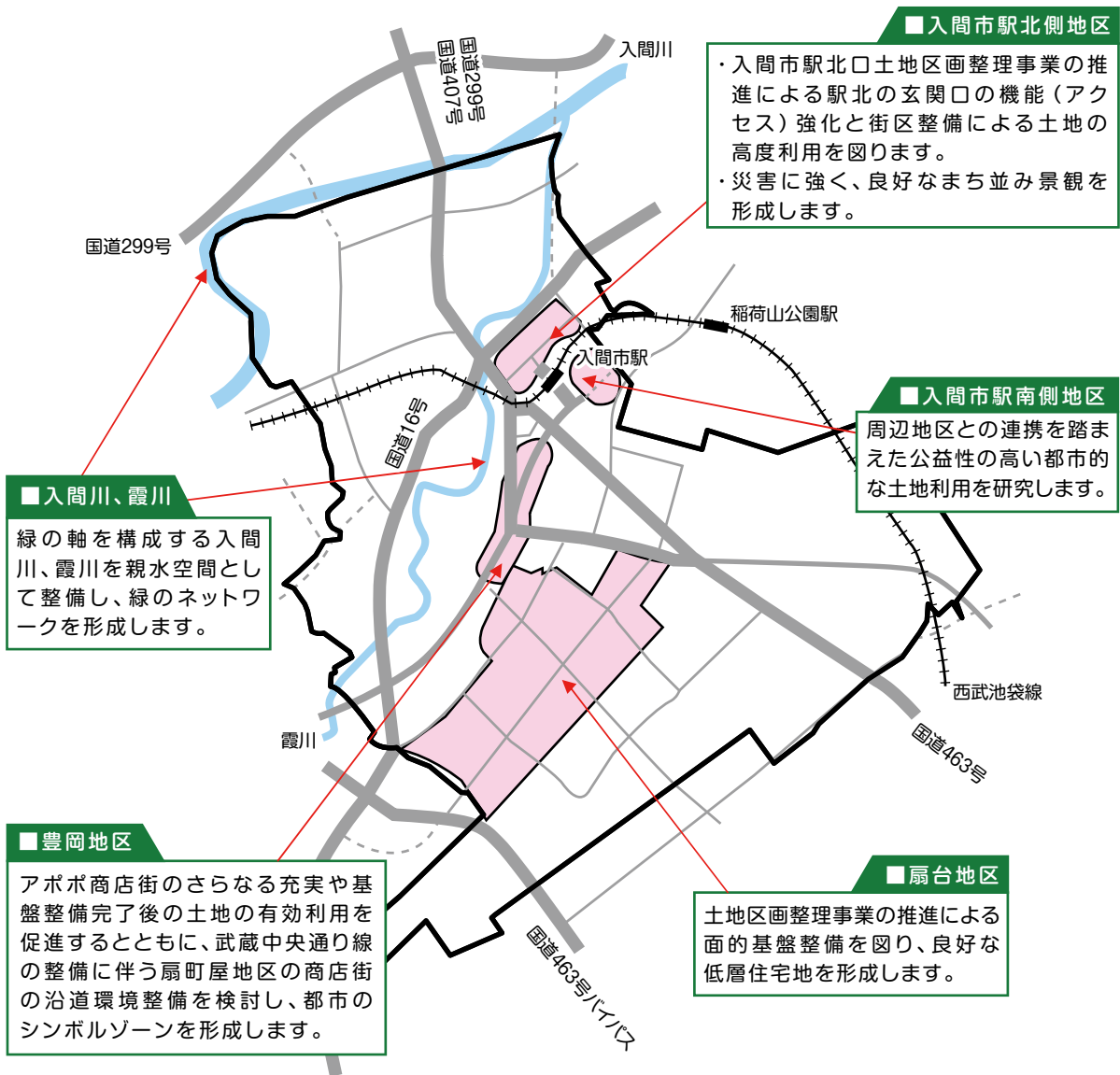
⑤緑のネットワーク形成

- 入間川、霞川の河川敷を活用して歩行者空間を整備し、地域内の公園、緑地により、緑のネットワークを形成します。

4 主要地区の整備方針

本地域において、緊急性の高い、また必要性があると考えられる主要地区・施設の整備内容を以下に示しました。

主要地区整備方針図(豊岡)



【地域別まちづくりの方針】

2 東金子地域

1 地域の将来目標とまちづくりの方針

1 地域の将来目標

本地域の北側には、入間近郊緑地保全区域に指定されている加治丘陵が広がり、昭和40年代に造成された八津池・入間台等の住宅団地が形成されています。県道青梅・入間線の沿道には、江戸時代に機織（はたおり）が盛んであったため、旧来からの集落が広がり、地域南側には金子地区から連なる茶畑の一部と集落が広がっています。このように、住宅地は自然資源に挟まれる形で形成され、緑に包まれたまちとなっています。

このことから、東金子地域の将来目標を次のとおり設定します。

自然に包まれた快適居住空間の
維持・創造



2 地域のまちづくりの方針

将来目標を実現するため、地域のまちづくりの方針を次の4つとしました。

1 里山の自然の 保全と活用

地域北部に広がる加治丘陵は、里山として豊かな自然環境を有していることから、今後も地域および本市の貴重な自然資源、動植物の生息空間として積極的に保全と活用を図ります。

2 良好な 居住環境の 維持・創造

加治丘陵南側の大規模な住宅地は、今後も地区計画により、良好な居住環境を維持します。

また、その他の住宅地においても生活道路の整備や緑化の推進等により、安全で快適な生活が送れる居住環境を創出します。

3 緑の ネットワーク形成

加治丘陵、霞川、茶畑を地域の緑の拠点と捉え、これらを街路樹、樹林、水路等によって有機的に連携し、ネットワークを形成していきます。なお、これらのネットワークについては、加治丘陵や霞川に生息する動植物の生態系の保全を重視していくものとします。

4 地域間の アクセス性の向上

地域の生活を担う道路は、主に県道青梅・入間線であり、交通量が多い反面、道路幅員は、十分でない状況であることから、各地区間の連絡性の向上を図れるよう、当該路線の拡幅整備、交差点改良、歩道の整備等を県にはたらきかけていきます。

2 地域整備方針

1 土地利用

自然資源と居住環境が共生し、地域の特性を十分に活かした、緑に囲まれた居住地としての土地利用を図ります。

また、加治丘陵や茶畑の保全を図ることで、緑の拠点を形成するとともに、景観にも配慮した土地利用を推進します。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

土地利用整備方針表(東金子)

①生活拠点商業地【東金子支所周辺地区】
●東金子地区に居住する住民の生活利便性向上のため、生活必需品の販売店等の立地を許容しつつ、近隣の既存公共施設とともに生活拠点を形成します。
②特定産業系地域【圏央道入間インターチェンジ周辺地区】
●緑との調和に配慮しながら流通系・商業系あるいは工業系の産業の適性配置に努めます。
③沿道サービス地【国道16号沿道で霞川以南の地区】
●自動車利用等に対応したロードサイド*型の商業、サービス施設の立地を許容します。
④低層住宅地【入間台・新久台および八津池の住宅団地】
●入間台・新久台団地の低層住宅団地は地区計画が定められており、今後も現在の良好な住環境を維持していきます。また、地区計画が定められていない八津池団地についても、現在の良好な住環境を維持していきます。
⑤中高層住宅地【市営池ノ下団地地区】
●既存の市営住宅等、中層住宅の立地を今後とも維持するとともに、地区内に混在する低層住宅との調和を図りつつ住環境の向上を図ります。
⑥一般住宅地【県道青梅・入間線沿道を中心とした旧来からの住宅地】
●市街化区域*内の地区は、県道青梅・入間線の沿道地区としてふさわしいサービス施設等の立地を許容しつつ、既存の住宅の居住環境改善と向上を図ります。
●市街化調整区域*内の地区は、無秩序な開発を抑制しつつ、良好な住環境、沿道環境の維持および創出を図ります。
⑦工業地【武蔵工業団地、狭山台工業団地】
●武蔵工業団地および狭山台工業団地は、工業団地の機能強化と緑化等による環境整備を図るとともに、今後も工業団地としての機能の維持に努めます。また、新たな工業用地として狭山台地区の西側や圏央道入間インターチェンジ周辺地区を検討します。
⑧公共公益施設地【小・中・高校の教育施設】
●武蔵野音楽大学付属高等学校周辺地区は、加治丘陵に包まれた美しい教育施設として現状の環境を維持していきます。
●その他の教育施設は、児童・生徒の健全な育成と学力の向上が図られるよう周辺と調和した教育環境の創出に努めます。
⑨公園・緑地等【加治丘陵】
●加治丘陵は、入間近郊緑地保全区域に指定されており、今後も地域および都市の緑の拠点として保全を図るとともに、自然観察や環境学習の場として活用を図ります。
⑩農地【大規模な農地の一部】
●市街化区域*内の生産緑地地区は、緑の空間として維持し、それ以外の農地は適正な都市的土地利用を図ります。
●広大な茶畑をはじめとする市街化調整区域*内の農地は、生産の場・自然とのふれあいの場として、また、本市の特徴的な景観資源として保全を図ります。

土地利用方針図(東金子)



 生活拠点商業地	 一般住宅地	 農地
 沿道サービス地	 工業地	 ゴルフ場
 低層住宅地	 公共公益施設地	 特定産業系地域
 中高層住宅地	 公園・緑地等	

2 道路

中心地域や他地域との連絡性の強化が図れるような道路整備を推進します。

また、利便性や機能性、防災性の向上のために、生活道路の整備、狭い生活道路の解消、歩行者空間の整備を図ります。

道路整備方針表(東金子)

①地域間連絡道路の強化

- 各地域との連絡強化と住民の利便性や機能性、防災性の向上のため、県道青梅・入間線の拡幅整備、交差点改良、歩行者空間の充実を図るよう県にはたらきかけていきます。
- 県道青梅・入間線の交通量増大による沿道への影響抑制のため、当該道路機能の役割分担を担う市道幹29号線（茶どころ通り）等の代替道路の整備を図ります。

②生活道路の整備

- 生活道路の整備により、住民の利便性や機能性、防災性の向上を図ります。

③狭い生活道路の解消

- 県道青梅・入間線沿道の住宅地区は、狭い道路が多く、防災性の向上、緊急車両の進入路確保のため、道路拡幅整備を図ります。

④歩行者空間の整備・充実

- 周辺地域との連絡機能強化や住民の憩いの場、散策のため、歩行者空間の整備、充実を図ります。特に、加治丘陵、霞川、茶畑等を活用した歩行者空間（散策路等）の整備を図ります。

⑤生活道路のバリアフリー*化

- 安全で快適な日常生活のため、生活道路の段差等の解消を図ります。

道路整備方針図(東金子)



- 都市計画道路の計画的整備
- 既成市街地内の生活道路の整備による安全性の確保
- 幹線道路(構想路線)
- 都市計画決定によらない単独道路事業による道路拡幅(歩道の設置)
- 整備済または既存路線
- 構想路線

3 公園・緑地

加治丘陵の保全のほか、都市公園の整備、公共公益施設等の緑化、霞川の整備などによる緑のネットワークの形成を図ります。

公園・緑地整備方針表(東金子)

①加治丘陵の保全と活用

- 加治丘陵の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然観察、自然とのふれあいができる場として活用を図ります。

②都市公園の整備

- 街区公園の整備を図ります。

③地域の緑の保全

- 民有地内の屋敷林、社寺林などの樹林地や、歴史性のある樹木などの地域の貴重な緑の保全に努めます。

④公共公益施設・民間施設の緑化推進

- 学校、公民館などの公共公益施設の緑化により緑の増加に努めます。
- 民間施設の生垣化の推奨、屋上緑化、壁面緑化の推進により、地域の緑の充実を図ります。

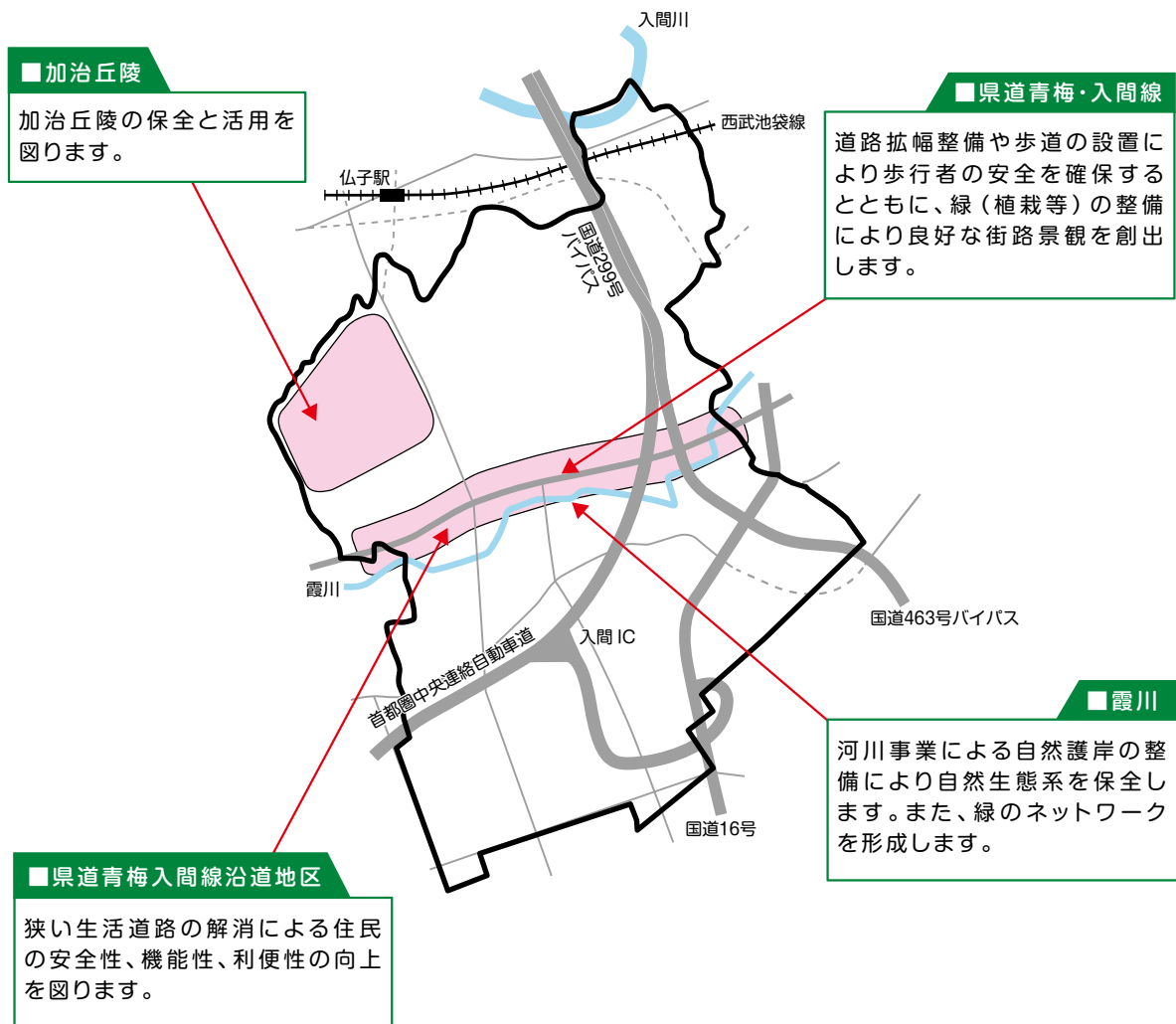
⑤水と緑の空間整備

- 霞川の自然生態系を守るとともに、川沿いに点在する形で水辺広場の整備を図ります。
- 歩行者空間の整備により、水・緑に楽しめる緑の軸の形成を図ります。

4 主要地区の整備方針

本地域において、緊急性の高い、また必要性があると考えられる主要地区・施設の整備内容を以下に示しました。

主要地区整備方針図(東金子)



【 地域別まちづくりの方針 】

3 金子地域

1 地域の将来目標とまちづくりの方針

1 地域の将来目標

本地域は、北側に入間近郊緑地保全区域に指定されている加治丘陵が広がり、南側は本市の特産物である狭山茶の関東一の集団面積を誇る茶畑が広がっています。加治丘陵と茶畑の間を流れる霞川、その両者の中間を走る「根通り」沿いには、自然資源に挟まれる形で集落が形成され、緑に包まれたまちとなっています。

このことから、金子地域の将来目標を次のとおり設定します。

自然と共生する
快適居住空間の創造



2 地域のまちづくりの方針

将来目標を実現するため、地域のまちづくりの方針を次の4つとしました。

里山の 自然の保全と 活用

地域北部に広がる加治丘陵は、里山としての豊かな自然環境を有していることから、今後も地域および本市の貴重な自然資源、動植物の生息空間として積極的な保全と活用を図ります。

また、一部が都市計画緑地「加治丘陵さとやま自然緑地」に決定されていることから、市民が自然と触れ合い、親しめる場として積極的な整備と活用を図ります。

良好な 居住環境の形成

土地区画整理区域に都市計画決定されている金子地区は、市街地整備上の課題解決に向け、地域の実情に合ったより良い整備手法を採用することにより、良好な居住環境の創出を図ります。

また、事業区域以外の居住地においても生活道路の整備や緑化の推進等により安全で快適な生活が送れる居住環境を創出します。

緑の ネットワーク形成

加治丘陵、霞川、茶畑を地域の緑の拠点と捉え、これらを街路樹、樹林、水路等によって有機的に連携し、ネットワークを形成していきます。なお、これらのネットワークについては、加治丘陵や霞川に生息する動植物の生態系の保全を重視していくものとしします。

地域間の アクセス性の向上

地域の生活を担う道路は、主に県道青梅・入間線であり、交通量が多い反面、道路幅員は、十分でない状況であることから、各地区間の連絡性の向上が図れるよう、当該路線の拡幅整備、交差点改良、歩道の整備等を県にはたらきかけます。

2 地域整備方針

1 土地利用

自然資源と居住環境が共生し、地域の特性を十分に活かした、主に緑に囲まれた居住地としての土地利用を図ります。

また、加治丘陵や茶畑の保全を図ることで、緑の拠点を形成するとともに、景観にも配慮した土地利用を推進します。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

土地利用整備方針表(金子)

①生活拠点商業地【金子駅前地区】

- 金子駅前地区は、土地利用の方針として地域の実情にあった基盤整備を図ります。
- 金子駅東側の一部区域については、コミュニティセンター、行政サービス施設、共同店舗等の利便施設の誘導を図るべく、公共公益用地としての土地利用を図ります。

②低層住宅地【霞川以南の金子駅周辺の市街化区域*】

- 金子駅周辺地区は、地域のニーズに合った市街地整備を図り、水と緑に囲まれた良好な住宅地として形成します。

③一般住宅地【県道青梅・入間線沿道を中心とした旧来からの住宅地】

- 市街化区域内の地区は、県道青梅・入間線の沿道地区としてふさわしいサービス施設等の立地を許容しつつ、既存の住宅の居住環境改善と向上を図ります。
- 市街化調整区域*内の地区は、無秩序な開発を抑制しつつ、良好な住環境、沿道環境の維持および創出を図ります。

④工業地【圏央道青梅インターチェンジ南側地区、JR八高線東側のミニ工業団地】

- 圏央道青梅インターチェンジ南側地区は、圏央道による広域物流機能の優位性を活かした工業系立地を図ります。ただし、この地区は、隣接市町と協調した整備が必要なことから、青梅市や西多摩郡瑞穂町との調整を図りつつ整備計画を進めます。
- JR八高線東側のミニ工業団地は、周辺の環境に配慮しながら維持を図ります。

⑤公共公益施設地【小・中学校の教育施設、まとめて文化施設が立地する地区】

- 教育施設は、児童・生徒の健全な育成と学力の向上が図られるよう周辺と調和した教育環境の創出に努めます。

⑥公園・緑地等【加治丘陵】

- 加治丘陵は、入間近郊緑地保全区域に指定されており、また、県のトラスト運動の地域にもなっているため、今後も地域および都市の緑の拠点として保全を図るとともに、自然観察や環境学習の場として活用を図ります。さらに、さとやま自然公園として活用していくため、用地の確保と整備を推進します。

⑦農地【大規模な農地の一部】

- 市街化区域*内の生産緑地地区は、緑の空間として維持し、それ以外の農地は適正な都市的土地利用を図ります。
- 広大な茶畑をはじめとする市街化調整区域内の農地は、生産の場・自然とのふれあいの場として、また、本市の特徴的な景観資源として保全を図ります。

土地利用方針図(金子)



2 道路

中心地域や他地域との連絡性の強化が図れるような道路整備を推進します。

また、利便性や機能性、防災性の向上のために、生活道路の整備、狭い生活道路の解消、歩行者空間の整備を図ります。

道路整備方針表(金子)

①地域間連絡道路の強化

- 各地域との連絡強化と住民の利便性や機能性、防災性の向上のため、県道青梅・入間線の拡幅整備、交差点改良、歩行者空間の充実を図るよう県にはたらきかけていきます。
- 県道青梅・入間線の交通量増大による沿道への影響抑制のため、当該道路機能の役割分担を担う市道幹29号線（茶どころ通り）等を代替道路として整備を図ります。
- 地区の南北軸である県道二本木・飯能線や市道幹36号線（桂通り）の拡幅整備によるネットワーク強化を図ります。

②生活道路の整備

- 生活道路の整備により、住民の利便性や機能性、防災性の向上を図ります。

③狭い生活道路の解消

- 県道青梅・入間線沿道の住宅地区は、狭い道路が多く、防災性の向上、緊急車両の進入路確保のため、拡幅整備を図ります。

④歩行者空間の整備・充実

- 周辺地域との連絡機能強化や住民の憩いの場、散策のため、歩行者空間の整備、充実を図ります。特に、加治丘陵、霞川、茶畑等を活用した歩行者空間（散策路等）の整備を図ります。

⑤生活道路のバリアフリー*化

- 安全で快適な日常生活のため、生活道路の段差等の解消を図ります。

道路整備方針図(金子)



- 都市計画道路の計画的整備

— 都市計画決定によらない単独道路事業による道路拡幅(歩道の設置)

— 整備済または既存路線

- - - - 構想路線
- 面的整備事業の促進による幹線道路の整備

既成市街地内の生活道路の整備による安全性の確保

3 公園・緑地

主に加治丘陵を保全するとともに、市民の憩いの場として整備を図ります。

また、都市公園の整備、公共公益施設等の緑化、霞川の整備などによる緑のネットワークの形成を図ります。

公園・緑地整備方針表(金子)

①加治丘陵の整備

- 加治丘陵の豊かな自然環境を恒久的に保全し、活用していくため、市民の憩いの場となる「(仮称)加治丘陵さとやま自然公園」の用地確保と整備を図ります。

②地域に合った市街地整備の手法による都市公園の整備

- 金子駅周辺地区は、地域のニーズに合った市街地整備の手法により、街区公園の整備を図り、中心市街地と同様の生活水準を確保します。

③公共公益施設・民間施設の緑化推進

- 学校、公民館などの公共公益施設の緑化により緑の増加に努めます。
- 民間施設の生垣化の推奨、屋上緑化や壁面緑化の推進により、地域の緑の充実を図ります。

④水と緑の空間整備

- 霞川の自然生態系を守るとともに、川沿いに点在する形で水辺広場の整備を図ります。
- 歩行者空間の整備により、水・緑に親しめる緑の軸の形成を図ります。

4 主要地区の整備方針

本地域において、緊急性の高い、また必要性があると考えられる主要地区・施設の整備内容を以下に示しました。

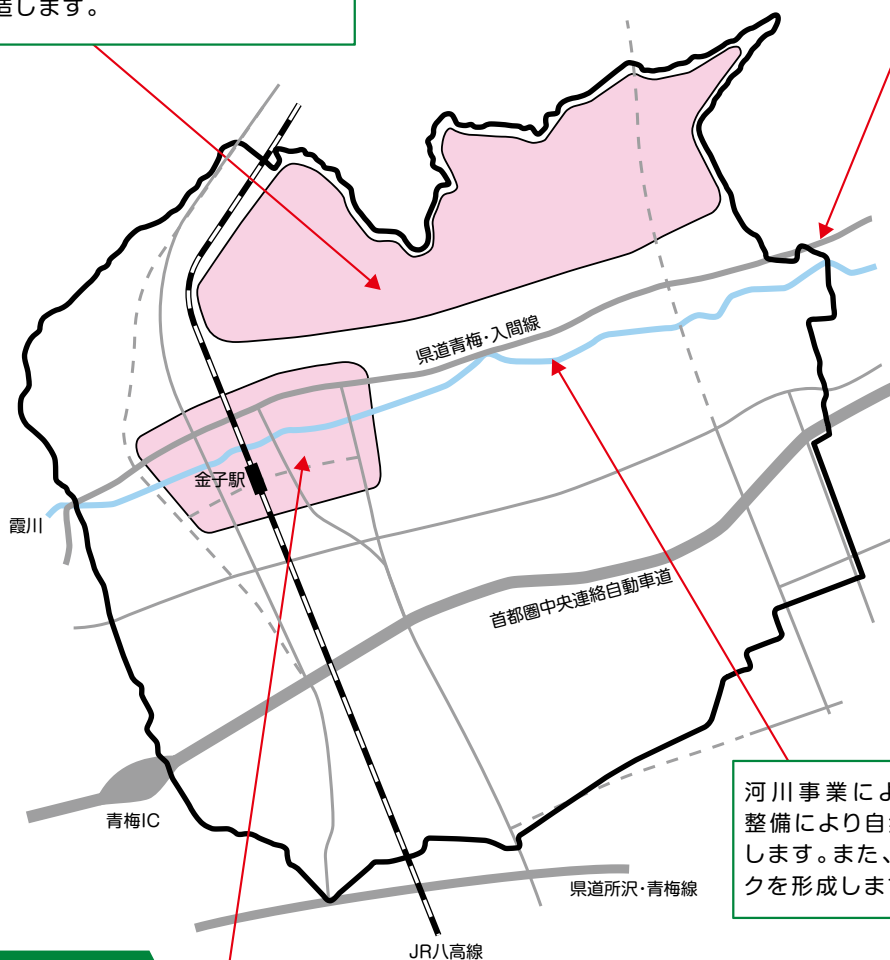
主要地区整備方針図(金子)

■加治丘陵

(仮称)加治丘陵さとやま自然公園整備推進による市民の憩いの場を創造します。

■県道青梅・入間線

道路拡幅整備や歩道の設置により歩行者の安全を確保するとともに、緑(植栽等)の整備により良好な街路景観を創出します。



■霞川

河川事業による自然護岸の整備により自然生態系を保全します。また、緑のネットワークを形成します。

■金子駅周辺地区

地域の実情に合ったより良い市街地整備手法により生活拠点を創出します。また、生活基盤施設(生活道路、公園)の整備による安全性の高い居住空間を確保します。

【地域別まちづくりの方針】

4 宮寺・二本木地域

1 地域の将来目標とまちづくりの方針

1 地域の将来目標

本地域は、本市の産業拠点（工業団地）を有するとともに、圏央道入間インターチェンジや国道16号沿線周辺は流通系、商業系、工業系の産業を適正に配置する特定産業系地域として位置づけられます。圏央道が開通し、主要な自動車道と連結されたことにより、位置特性を活かした産業、物流等の拠点としての重要性がさらに増すことが考えられます。

また一方で、狭山丘陵の北側に広がる田園地帯として、雑木林、社寺林、屋敷林、農地も多く、のどかな景観を作り出しています。このように自然資源が多く残り、これらに包まれるように住宅が点在し、新旧の都市形態が共存する地域となっています。

このことから、宮寺・二本木地域の将来目標を次のとおり設定します。

産業と生活の場・自然資源が
共存する
機能的なまちの形成



2 地域のまちづくりの方針

将来目標を実現するため、地域のまちづくりの方針を次の4つとしました。

産業基盤の整備

武蔵工業団地および狭山台工業団地の環境整備により、本市の産業を担う地区としての基盤強化を図ります。

また、圏央道入間インターチェンジおよび国道16号沿道周辺においても工業団地や大規模商業施設等の波及効果を有効に活用した産業、物流等の拠点となるよう整備を図ります。

生活利便性の向上

地域住民の生活利便性向上のため、既存の公共施設等を中心とする地区を生活拠点として形成することにより、地域内での生活に必要な機能の効率的配置と誘導を図ります。

また、近年、圏央道入間インターチェンジ周辺に県内はじめ関東周辺からも多くの集客がある大規模商業施設ができ、国道16号沿道の郊外型サービス施設の立地も目立っています。このことから、生活道路の拡幅整備等により、これらの施設へのアクセス性の向上を図り、地域住民の利便性を向上させるとともに、住宅地内への無秩序な施設立地を抑え、良好な居住環境を保全します。

都市間・地域間のアクセス性の向上

地域内を走る県道、市道などの拡幅整備、交差点改良等により、新たな地域の軸の形成を図るとともに、都市間や市内各地域との連絡性が向上するような機能の強化を図ります。

なお、都市間・地域間のアクセス強化を図る路線以外の路線は、極力不要な車両の進入を抑制し、地域の住環境の保全を図ります。

自然資源の保全と活用

地域の南端には狭山丘陵が位置し、地域内には多くの平地林が存在する自然資源の豊かな地域です。これらは、地域および都市の重要な自然環境であることから、積極的な保全を図るとともに、丘陵地や平地林は市民の安らぎや自然観察の場として活用を図ります。

2 地域整備方針

1 土地利用

新しく都市化の進む地区と旧来から続く集落的住宅地とのメリハリのある土地利用区分を図ることで、地域の特性に応じた住環境等の形成を推進します。

また、圏央道入間インターチェンジや国道16号を有効活用し、中心拠点（工業）となるような土地利用を推進します。

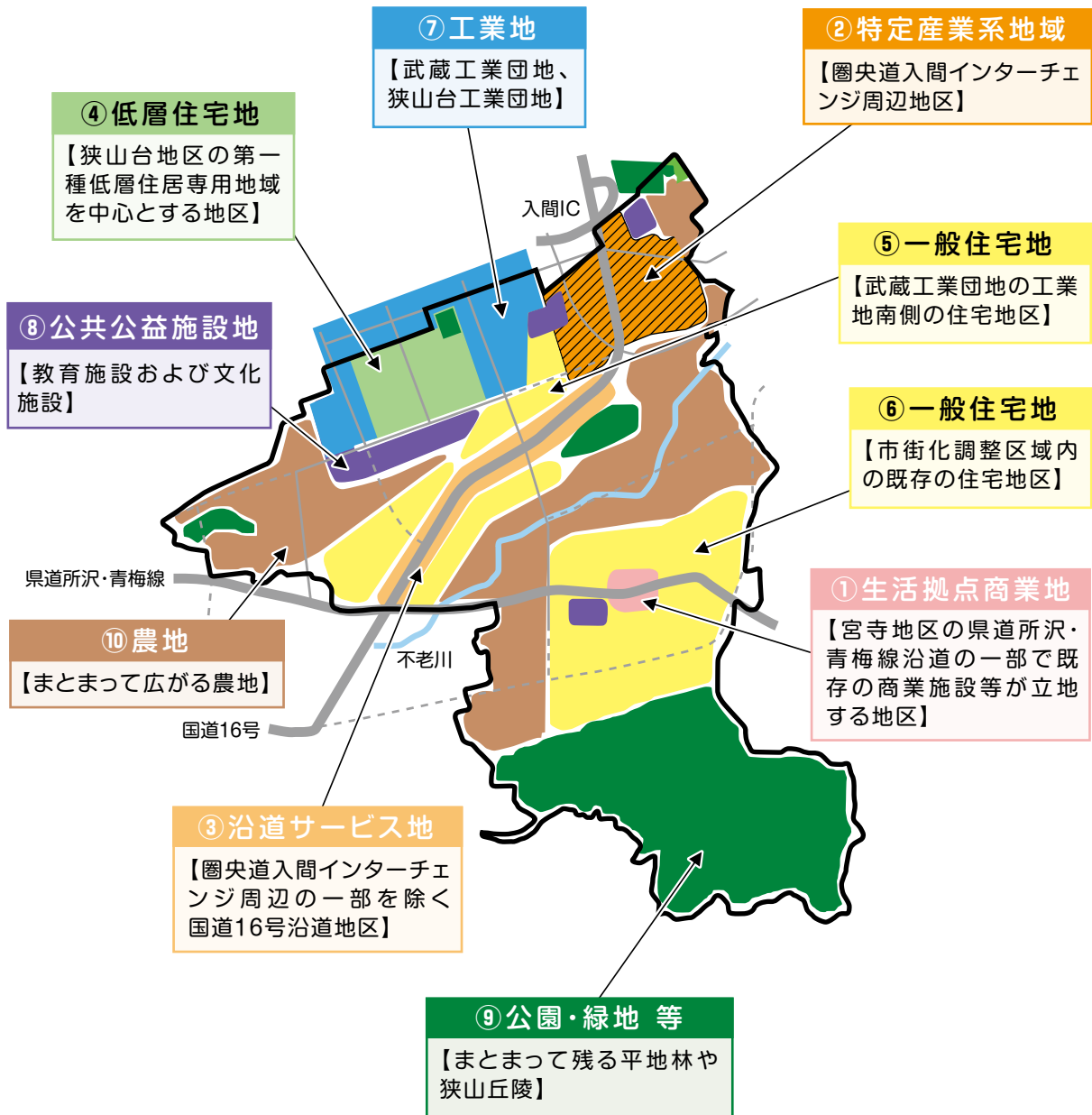
さらに、狭山丘陵の保全・活用により、緑の拠点となるような土地利用も推進します。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

土地利用整備方針表(宮寺・二本木)

<p>①生活拠点商業地【宮寺地区の県道所沢・青梅線沿道の一部で既存の商業施設等が立地する地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宮寺地区に居住する住民の生活利便性向上のため、生活必需品の販売店等の立地を許容しつつ、近隣の既存公共施設とともに生活拠点を形成します。
<p>②特定産業系地域【圏央道入間インターチェンジ周辺地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑との調和に配慮しながら流通系、商業系あるいは工業系の産業の適正配置に努めます。
<p>③沿道サービス地【圏央道入間インターチェンジ周辺の一部を除く国道16号沿道地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊岡地域の沿道サービス地と同様に首都圏の環状の大動脈としての機能を十分に活かすため、主に自動車利用に対応したロードサイド*型の商業・サービス施設の立地を許容します。
<p>④低層住宅地【狭山台地区の第一種低層住居専用地域を中心とする地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●隣接する武蔵工業団地とともに、職住近接型の中心地として形成されつつある地区であるため、地区計画により居住環境に十分配慮した低層住宅地として形成を図ります。
<p>⑤一般住宅地【武蔵工業団地の工業地南側の住宅地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●低層住宅地とともに職住近接型の市街地が形成される地区であり、良好な住宅地域の形成を図ります。
<p>⑥一般住宅地【市街化調整区域*内の既存の住宅地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●無秩序な開発を抑制しつつ、良好な居住環境の維持および創出を図ります。
<p>⑦工業地【武蔵工業団地、狭山台工業団地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●武蔵工業団地および狭山台工業団地は、工業団地の機能強化と緑化等による環境整備を図るとともに、今後も工業団地としての機能維持に努めます。また、新たな工業用地として狭山台地区の西側や圏央道入間インターチェンジ周辺地区を検討します。
<p>⑧公共公益施設地【教育施設および文化施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域北部の博物館や学校が立地する地区は、地域を特徴づける文化施設である博物館を中心に文化・教育施設のエリアとして、機能強化と景観整備を図ります。
<p>⑨公園・緑地等【中央公園およびまもって残る平地林や狭山丘陵】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平地林は、都市内の貴重な自然環境として積極的に保全を図るとともに、住民の自然観察の場として活用を図ります。 ●狭山丘陵は、狭山近郊緑地保全区域として、また、都市の緑の拠点として保全を図るとともに、自然観察や環境学習の場として活用を図ります。
<p>⑩農地【まもって広がる農地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地はおおむね農用地に指定されているため、将来的にも生産の場・自然とのふれあいの場として保全を図ります。

土地利用方針図(宮寺・二本木)



- | | | |
|--|--|---|
| 生活拠点商業地 | 工業地 | ゴルフ場 |
| 沿道サービス地 | 公共公益施設地 | 特定産業系地域 |
| 低層住宅地 | 公園・緑地等 | |
| 一般住宅地 | 農地 | |

2 道路

利便性や機能性、防災性の向上を図ることを目的として、中心地域や他地域との連絡性の強化が図れるような道路整備を推進していきます。

また、居住環境の向上のために生活道路や歩行者空間の整備、充実を図ります。

道路整備方針表(宮寺・二本木)

①地域間連絡道路の整備・強化

- 地域の幹線道路である県道所沢・青梅線の拡幅（歩道の確保）、交差点改良、雨水排水の対策を図るよう県にはたらきかけていきます。
- 他地域との連絡強化、機能性向上のため、金子坂線の南側延伸部分の整備を図ります。
- 武蔵藤沢駅へのアクセス向上のため、宮寺地区から所沢市林地区を經由して藤沢中央通り線と結ぶ、上藤沢・林・宮寺間新設道路の整備を進めます。

②広域幹線道路(国道16号)へのアクセス道路の整備

- 国道16号沿道に立地する商業施設等へのアクセス道路を整備することにより、利便性や機能性、防災性の向上を図ります。

③地域生活道路の整備・充実

- 生活道路は、未整備で狭い道路も多く、生活環境の向上や歩行者の安全性、緊急車両の進入路確保のため、道路拡幅整備を図ります。

④歩行者空間の整備・充実

- 住民のコミュニケーションや散策のため、歩行者空間の整備、充実を図ります。特に、狭山丘陵へのアクセスとなる散策路等の整備・充実を図ります。

⑤浸水水害対策(治水)

- 地域を流れる不老川は、下流の藤沢地域において局地的な集中豪雨等で浸水の恐れがある地区があるため、河道改修を県にはたらきかけていきます。また、大森調節池*の拡張を推進します。

⑥生活道路のバリアフリー*化

- 安全で快適な日常生活のため、生活道路の段差等の解消を図ります。

道路整備方針図(宮寺・二本木)



- 都市計画道路の計画的整備
 - 幹線道路の整備
 - 幹線道路(構想路線)
 - 都市計画決定によらない単独道路事業による道路拡幅(歩道の設置)
 - 整備済または既存路線
 - - - - 構想路線
- 既成市街地内の生活道路の整備による安全性の確保

3 公園・緑地

狭山丘陵のさらなる保全・活用と地域の中心となる広場の整備を推進します。
また、それらの広場と、公共公益施設、不老川を結んだ緑の軸の形成を図ります。

公園・緑地整備方針表(宮寺・二本木)

①狭山丘陵の保全と活用

- 狭山丘陵は狭山近郊緑地保全区域の指定により、保全されています。また、「さいたま緑の森博物館」とのさらなる協力体制の充実を図り、保全に努めます。

②身近な生活空間におけるオープンスペースの確保

- 子どもの遊び場などを整備することにより、レクリエーション活動、災害時の避難場所の確保に努めます。

③地域の緑の保全

- 民有地内の屋敷林、社寺林などの樹林地や、歴史性のある樹木などの地域の貴重な緑の保全に努めます。

④公共公益施設・民間施設の緑化推進

- 学校、公民館などの公共公益施設の緑化により地域の緑の増加に努めます。
- 民間施設の生垣化の推奨、屋上緑化や壁面緑化の推進により、地域の緑化の充実を図ります。

⑤水と緑の空間整備

- 不老川の自然生態系を守り、川沿いに点在する形で水辺広場の整備を図ります。
- 歩行者空間の整備により、水・緑を楽しめる軸の形成を図ります。
- 狭山丘陵を水源とした豊富な湧水の保全を図ります。
- 大森調節池*は、自然に配慮した整備を行うよう県に要請していきます。

⑥道路の緑化

- 幹線道路等の街路樹の適正な維持管理を図ります。

4 主要地区の整備方針

本地域において、緊急性の高い、また必要性があると考えられる主要地区・施設の整備内容を以下に示しました。

主要地区整備方針図(宮寺・二本木)

■武蔵工業団地・狭山台工業団地周辺地区

工業の拠点としての機能強化と、緑化等による環境整備を図ります。

■生活拠点

県道所沢・青梅線を中心とする地区一帯を地域住民の生活利便性の向上のため、既存の公共施設と一体となった生活拠点として形成します。

■新設道路

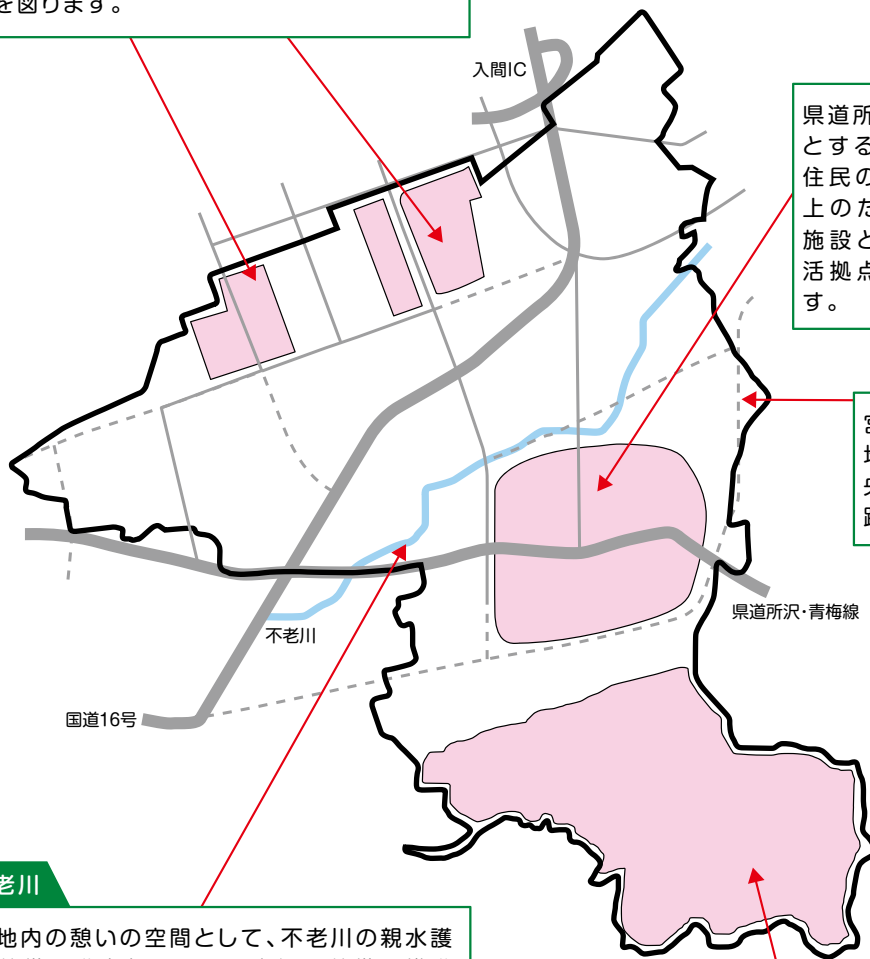
宮寺地区から所沢市林地区を經由して藤沢中央通り線を結ぶ新設道路の整備を進めます。

■不老川

集落地内の憩いの空間として、不老川の親水護岸の整備と沿岸部における広場の整備を推進するとともに、市全体における緑のネットワーク強化を図ります。

■狭山丘陵

埼玉県と協力しながら、保全の緊急性が高い狭山丘陵北西部における自然環境の保全および緑を核とした地域づくりを推進します。



【 地域別まちづくりの方針 】

5 藤沢地域

1 地域の将来目標とまちづくりの方針

1 地域の将来目標

本地域は、武蔵藤沢駅を中心に、市内で最も早く大規模な住宅地の開発が始まり、昭和30年代から人口が急増してきました。さらに武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業による快適な住宅街を形成し、大型集合住宅・店舗等も立ち並ぶなど大きな変貌を遂げています。また、国道463号と国道463号バイパスを結ぶ安川通りにおいては、近年さまざまな店舗が軒を連ね、にぎわいを見せています。市内における新たな生活拠点として、また質の高い住宅地域および地域の商業地としての形成が期待されています。

このことから、藤沢地域の将来目標を次のとおり設定します。

安全性の高い
快適な居住環境の形成



2 地域のまちづくりの方針

将来目標を実現するため、地域のまちづくりの方針を次の4つとしました。

商業・業務機能の 立地誘導と 快適な住環境の 形成

武蔵藤沢駅周辺および藤沢中央通り線沿道は、商業・業務機能の立地誘導を図ることにより、地域の拠点の形成を進めます。また、地区計画により快適な住環境を維持・形成するとともに、利便性と機能性にも優れた住宅地域の形成を目指します。

防災性の 維持・向上

災害時の避難路・防火帯となる広幅員道路や、避難場所となる公園・緑地を維持するとともに、建物の不燃化により地域の防災性の維持・向上を図ります。

また、災害時の延焼拡大が懸念される狭小過密住宅地の不燃化促進や基盤整備による防災性の向上を図ります。

さらに、集中豪雨による浸水被害が起こりやすい地域であることから、緑化による保水力の確保、浸透施設の普及、調整池の改修を図るとともに、不老川の改修を県にはたらきかけるなどして被害の軽減を図ります。

緑の保全と 創出

本地域の特性に応じた計画的な公園・緑地の配置・整備を図り、現在ある緑資源の減少を最小限にとどめます。

また、地域住民との協調により住宅地の緑化を積極的に推進します。

歩行者空間の 整備・充実

本地域内では徒歩・自転車による生活が中心と考えられることから、道路等においてはユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化を推進し、すべての歩行者の安全性を最大限に考慮した広幅員の歩行者空間の整備を図ります。

2 地域整備方針

1 土地利用

主に良好な住宅地の形成を図りますが、市内における新たな拠点にふさわしい土地利用を推進するとともに、まち並み形成にも配慮していきます。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

土地利用整備方針表(藤沢)

①中心商業業務地【武蔵藤沢駅前周辺】	<ul style="list-style-type: none"> ●市内における新たな拠点として、地域住民の生活利便性向上のため、商業・業務*施設の集積を図り、地域の中心商業・業務地をめざします。なお、建物の整備にあたっては、不燃化を推進するとともに、拠点としてふさわしい景観形成にも配慮します。
②近隣商業地【藤沢中央通り線、武蔵藤沢停車場線の沿道の一部】	<ul style="list-style-type: none"> ●中心商業業務地の延伸地区として、地域住民の身近な消費活動のため、施設の立地を許容するとともに、建物の不燃化を促進していきます。
③大規模商業施設地【安川新道線北側大規模工場の東側地区周辺】	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民のみならず、市内外から多くの集客がある大規模商業施設周辺は今後も広域的な商業地として維持を図ります。
④複合利用地【主要な幹線・補助幹線道路の沿道】	<ul style="list-style-type: none"> ●背後に広がる良好な居住地の住環境保全を図りつつ、地域住民の日常生活の利便性を図る施設を許容します。
⑤低層・中層住宅地【土地区画整理事業区域周辺の地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●低層住宅中心の土地利用がされていますが、ほとんどが基盤未整備で、住宅密集地が多いため、防災性の向上について検討します。
⑥中高層住宅地【武蔵藤沢駅周辺および安川新道線南側の地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●武蔵藤沢駅周辺は首都圏近郊住宅地としての特性を活かし、中高層のマンション等の立地を許容します。 ●安川新道線南側の地区は、既存の中高層住宅団地と低層住宅地の住環境を地域の特性として今後も維持していきます。 ●中高層住宅地の立地にあたっては、既存および新たな低層住宅地との調和を十分に図ります。
⑦一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ●主に専用住宅の立地を図りつつ、既存の商業施設、工業施設等の立地を許容した複合的な土地利用を図ります。ただし、住宅以外の施設の立地は、住宅地の環境に配慮し調和のある土地利用を図ります。
⑧工業地【安川新道線沿道の既存の大規模な工場を含む地区】	<ul style="list-style-type: none"> ●市の産業の一翼を担うものとして今後も維持していきます。ただし、周辺には良好な住宅地が広がるため、これらの住宅地との調和を図るとともに、敷地内緑化の推進等による景観及び環境整備を積極的に推進していきます。
⑨公共公益施設地【小・中・高校の教育施設、健康福祉センター】	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒の健全な育成と学力の向上のため、周辺環境を創出していきます。 ●健康福祉センターは、市民が心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるよう保健・医療・福祉的機能を合わせ持った場として周辺環境を維持していきます。
⑩農地【まとまって広がる農地】	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化区域*内の生産緑地は緑の空間として維持し、それ以外の農地は適正な都市的土地利用を図ります。茶畑は、本市らしい特色のあるまちの景観として保全を図ります。 ●市街化調整区域*内の農地は生産の場・自然とのふれあいの場として保全を図ります。

土地利用方針図(藤沢)



- | | | |
|--|--|---|
| 中心商業業務地 | 中高層住宅地 | 公園・緑地等 |
| 近隣商業地・大規模商業施設地 | 一般住宅地 | 農地 |
| 複合利用地 | 工業地 | |
| 低層・中層住宅地 | 公共公益施設地 | |

2 道路

利便性や機能性、防災性の向上のため、生活道路の拡幅整備を図ります。

また、幹線道路、武蔵藤沢駅へのアクセスの向上、歩行者空間の整備・充実を図り、ユニバーサルデザイン*の導入やバリアフリー*化を推進します。

さらに、住宅地内では、歩行者への安全性に配慮します。

道路整備方針表(藤沢)

①生活道路の維持・改善

- 生活道路は、安全性、快適性、機能性のある道路環境の維持を図ります。
- 土地区画整理事業区域外の地区も、地域全体の居住環境、安全性の向上のため、面的基盤整備等の推進による生活道路の改善を図ります。また、狭小な宅地が密集している地区は、道路整備等とあわせた不燃化も検討します。

②幹線道路へのアクセス道路の整備、改良

- 安川新道線の未整備区間の早期整備を図ります。
- 藤沢中央通り線を国道463号バイパスから延伸し、所沢市林地区を經由して宮寺地区とを結び、上藤沢・林・宮寺新設道路の整備を進めます。
- 渋滞が発生しやすい交差点については、右折帯の設置などの交差点改良を検討します。
- 久保稻荷線を南に延伸した幹線道路の整備を検討します。

③狭い生活道路の解消

- 接道条件の改善、歩行者の安全性、防災性の向上のため、道路幅員4m以上の確保を図ります。

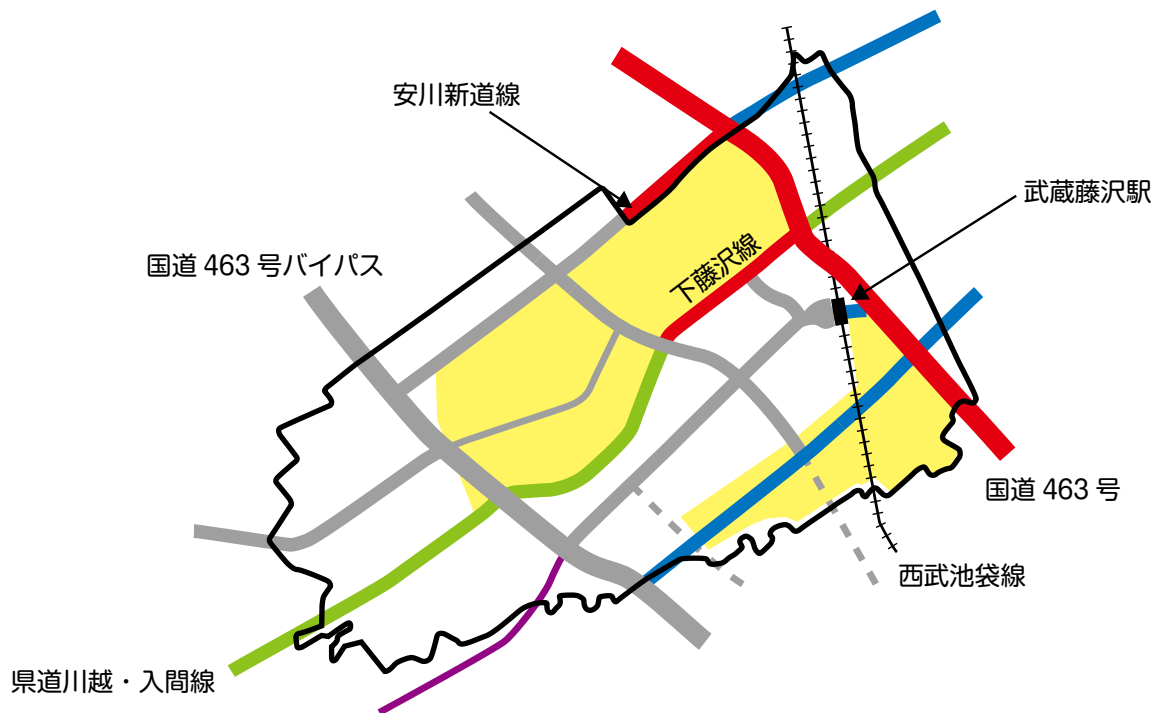
④歩行者空間の整備・充実

- 日常生活の快適性、安全性のため、歩行者空間の整備、充実を図ります。道路整備では、十分な幅員の確保による歩行者空間の創出に合わせ、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を図ります。また、街路樹などの植樹等によるうるおいのある空間の確保に配慮します。

⑤浸水水害対策(治水)

- 不老川沿いの一部に局地的な集中豪雨等で浸水のおそれがある地区があるため、河道改修を県にはたらきかけていきます。また、宮寺地内の大森調節池*の拡張を推進します。

道路整備方針図(藤沢)



- 都市計画道路の計画的整備
- 幹線道路の整備
- 幹線道路(構想路線)
- 都市計画決定によらない単独道路事業による道路拡幅(歩道の設置)
- 整備済または既存路線
- - - - 構想路線
- 既成市街地内の生活道路の整備による安全性の確保

3 公園・緑地

人口規模に応じた公園・緑地を配置・整備します。また、道路をはじめとする公共施設などの緑化を推進するとともに、河川や地域の公園により、緑のネットワークの形成を図ります。

公園・緑地整備方針表(藤沢)

①計画的な公園・緑地の配置・整備

- 地域特性に応じた計画的な公園・緑地の配置・整備を図ります。

②公共公益施設・民間施設の緑化推進

- 学校、公民館などの公共公益施設の緑化により緑の増加に努めます。
- 民間施設の生垣化の推奨、屋上緑化、壁面緑化の推進により、地域の緑の充実を図ります。

③道路の緑化

- 幹線道路等の街路樹の適正な維持管理を図ります。

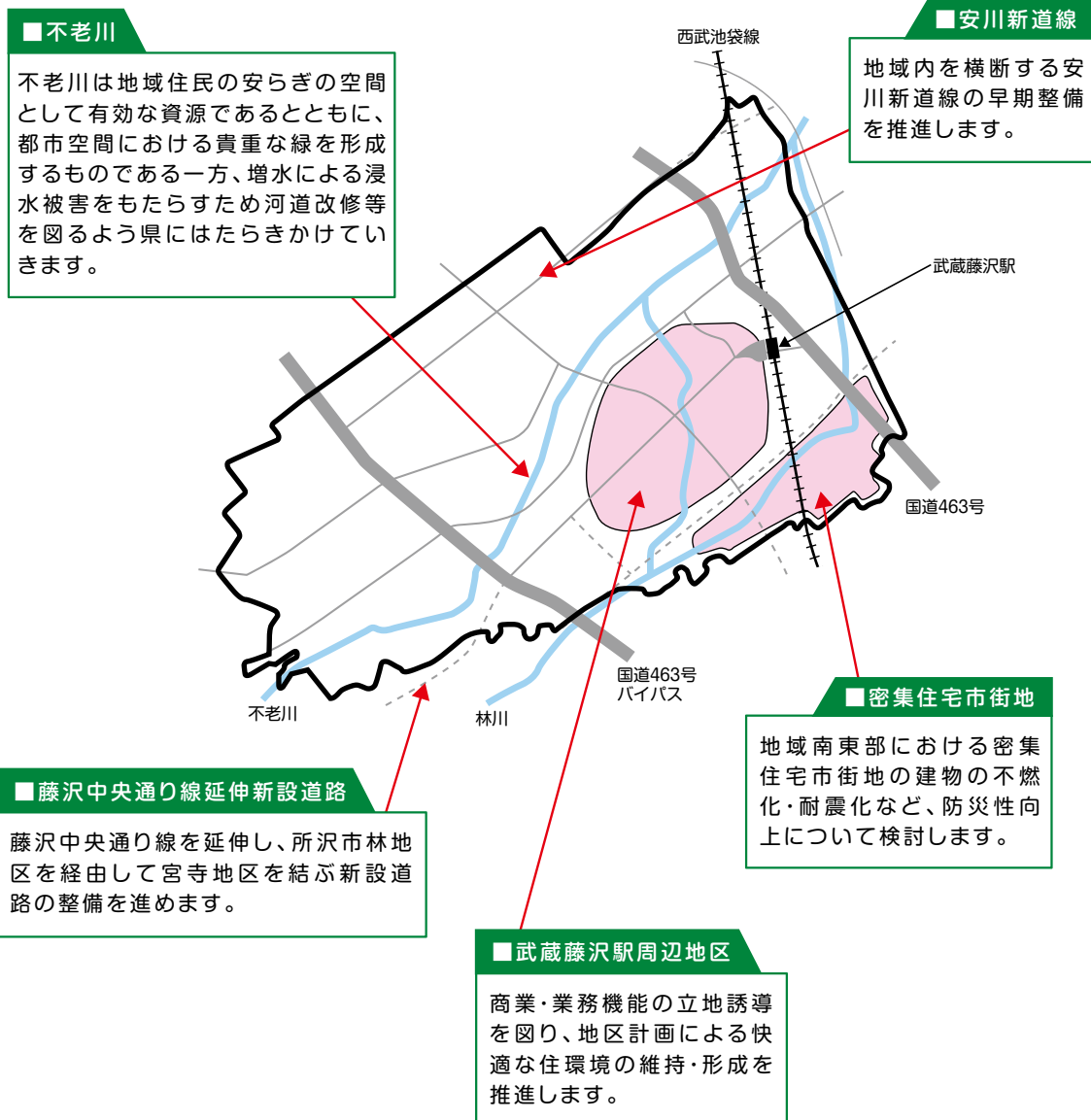
④緑のネットワーク形成

- 各公園・緑地および公共施設等を有機的に結び、散策やコミュニケーション空間としてのネットワーク機能を形成します（歩道や不老川の河川敷を活用）。

4 主要地区の整備方針

本地域において、緊急性の高い、また必要性があると考えられる主要地区・施設の整備内容を以下に示しました。

主要地区整備方針図(藤沢)



【地域別まちづくりの方針】

6 西武地域

1 地域の将来目標とまちづくりの方針

1 地域の将来目標

本地域は、自然豊かな地域の中心を、飯能市名栗を水源とする入間川が流れています。川岸には桜並木が連なり、市民の憩いの場となっています。また、入間川へと注ぐ湧き水「谷田の泉」は保全地として整備が行われるなど、豊かな自然が残されています。江戸時代以降は、野田双子織など織物が盛んになり、繊維業の中心地として発展してきました。

近年では、北東部に一団の宅地開発により良好な居住環境が維持された住宅地が形成され、その南側に都市基盤整備*による住宅地が形成されています。

これらのことを勘案し、西武地域の将来目標を次のとおり設定します。

**安全性と利便性に優れた
生活基盤の形成**



2 地域のまちづくりの方針

将来目標を実現するため、地域のまちづくりの方針を次の4つとしました。

1 地域間の アクセス性の向上

地域南部を東西に走る県道富岡・入間線は、市内各地域との連絡強化が図れるよう、当該路線の拡幅整備、交差点改良、歩道の整備等を図るよう県にはたらきかけていきます。

2 防災性の向上

地域の防災性向上のために、都市基盤整備等により、災害時の避難路・防火帯となるような広幅員道路の確保や、避難場所となるような公園・緑地を計画的に配置・整備します。

特に国道299号以南は、狭い道路が多く存在し、災害時の緊急車両の通行が困難な状況であるため、道路の拡幅整備等によってこれらの問題を解決し、地域の防災性の向上を図ります。

3 良好な居住環境 の維持

地域の北東部には民間企業の開発による大規模な住宅団地が形成され、地区計画により良好な居住環境が保たれているため、将来にわたってこの状態を維持・遵守し、現在以上の良好な居住環境を維持・創出します。

4 自然資源の 活用による 生活の質の向上

一級河川である入間川は、隣接都市との協力・協調により、河川敷を活用した親水空間の整備に努め、地域住民にゆとりや安らぎを与えることにより、住民生活の質の向上を図ります。

2 地域整備方針

1 土地利用

仏子、元加治駅周辺の生活拠点機能の充実による地域利便性の向上を図ります。

また、生活基盤の整備により良好な居住環境を創出し、優れた住宅地域となるような土地利用を推進します。

なお、公共施設については、計画的に整備を行い、適正な配置に努めます。

土地利用整備方針表(西武)

<p>①生活拠点商業地【仏子駅周辺、元加治駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仏子駅周辺は、地域の生活拠点として、住民の生活利便性向上のため、商業施設、サービス施設等の立地を図ります。元加治駅周辺は、地区の生活拠点として、既存の商業施設等を含め、生活利便施設の立地を許容します。
<p>②複合利用地【国道299号および地域連絡軸となる南北道路の沿道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国道299号は、都市間連絡幹線道路、地域内の生活軸として沿道への商業施設等の立地を許容します。 ●南北道路は、地域内および都市の南北幹線として、商業施設を含む利便施設の立地を許容します。 ●背後に広がる良好な居住地の住環境保全を図りつつ、地域住民の日常生活の利便性を図る施設を許容します。
<p>③低層住宅地【西武仏子ニュータウンを中心とする地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●西武仏子ニュータウン地区は、地区計画により良好な居住環境が保たれており、新たに拡大した区域を含め、今後も低層住宅地として住環境を維持していきます。また、西武仏子ニュータウン周辺地区についても、低層住宅を主とする良好な住宅地として形成を図ります。
<p>④中高層住宅地【既存の中高層マンションが立地する地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利便性のよい住宅地区として、既存マンションの居住環境を維持し周辺との調和を図った土地利用を進めます。
<p>⑤一般住宅地【地域南側を中心とした都市基盤未整備地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●良好な住環境創出のため、面的基盤整備を図ることが課題ですが、早期整備は困難であるため、現状の居住環境の維持と部分的な環境整備による住宅地として質の向上を図ります。
<p>⑥工業地【地域北部のミニ工業団地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域*内に形成されているため、今後は無秩序な開発を抑制し、周辺環境との調和を図った緑化等の環境整備を推進します。
<p>⑦公共公益施設地【小・中・高校の教育施設および図書館、文化創造アトリエ等の施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育施設は、児童、生徒の健全な育成と学力の向上のため周辺環境と調和した教育環境を創出します。 ●図書館等の施設は、余暇活動や教養を深めるための施設として維持していきます。 ●文化創造アトリエは、市民主体の文化芸術活動の拠点および伝統的な地場産業の継承の場として維持していきます。
<p>⑧公園・緑地等【比較的規模の大きい公園・緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性に応じた計画的な公園や緑地の配置、整備を図るとともに、住民の余暇活動向上やスポーツ・レクリエーション活動の充実のために、入間川河川敷の西武市民運動場の充実を図ります。
<p>⑨農地【市街化調整区域内にまとまって広がる農地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市街化区域*内の生産緑地地区は、緑地の空間として維持し、それ以外の農地は適正な都市的土地利用を図ります。 ●市街化調整区域内の農地は、生産の場・自然とのふれあいの場として保全を図ります。

土地利用方針図(西武)



2 道路

生活道路の整備による居住環境と利便性や機能性、防災性の向上を図ります。また、他の地域との連絡性の強化・充実を図るため、都市内幹線道路の整備を推進します。

道路整備方針表(西武)

① 仏子駅周辺地区の県道富岡・入間線の整備

- 生活拠点としての都市機能向上のため、県道富岡・入間線の整備を図るよう県にはたらきかけていきます。整備では、生活環境や自然環境へ配慮します。また、混雑緩和のために交差点の改良や構想路線についての検討を加えていきます。
- 国道299号バイパスと県道富岡・入間線が交差する部分の利便性の向上を図れるよう県にはたらきかけていきます。

② 南北地域連絡軸となる道路の整備

- 市内各地域との連絡強化のため、南北の都市内幹線道路の整備を図ります。

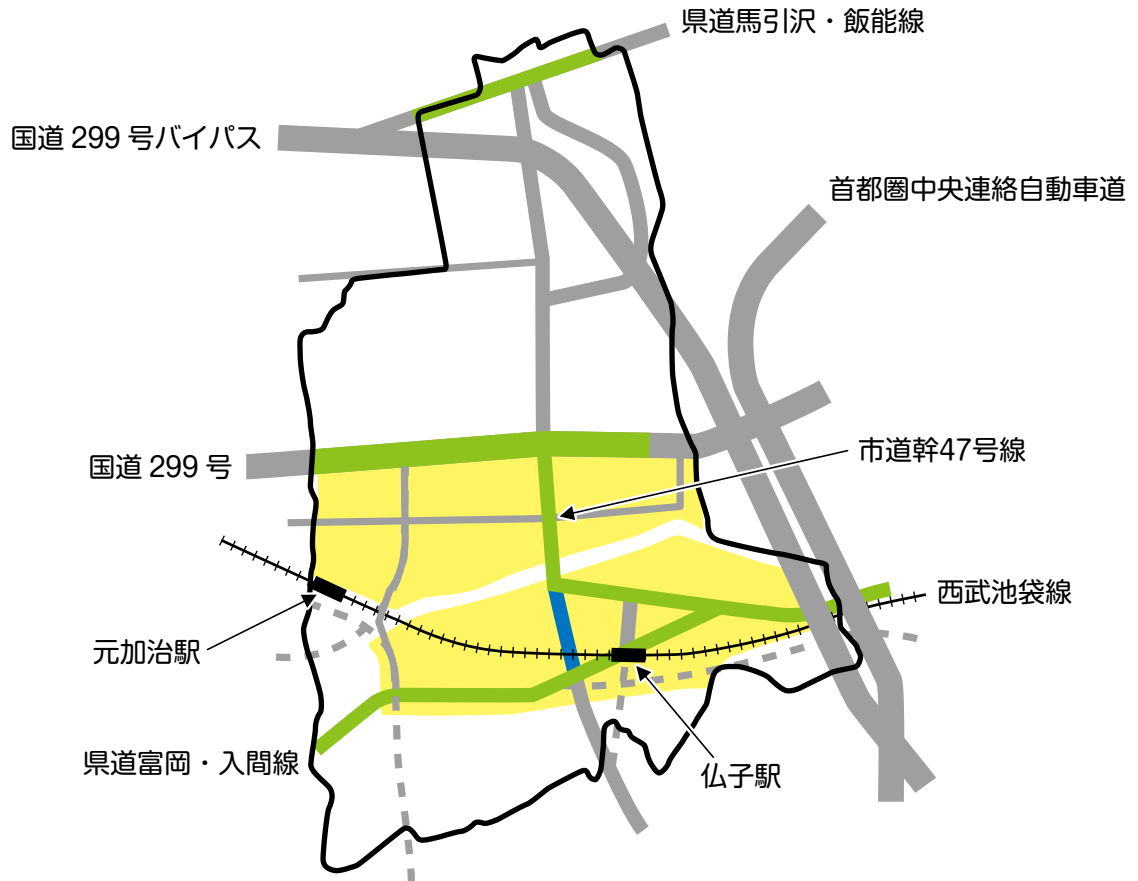
③ 狭い生活道路の解消

- 国道299号と入間川に挟まれた地区は、狭い道路が多く存在し、防災面、快適性の面で問題があるため、道路の拡幅整備等の推進により生活道路の拡幅、防災性の向上を図ります。

④ 歩行者空間の整備・充実

- 日常生活の快適性、安全性確保のため、歩行者空間の整備、充実を図るとともにバリアフリー*化を推進します。特に入間川や加治丘陵の自然資源活用のため、歩行系のアクセス道路等の整備、充実を図ります。

道路整備方針図(西武)



— 幹線道路(構想路線)

— 都市計画決定によらない単独道路
事業による道路拡幅(歩道の設置)

— 整備済または既存路線

--- 構想路線

■ 既成市街地内の生活道路の整備による安全性の確保

3 公園・緑地

緑の骨格である入間川の有効活用を中心に、計画的な公園・緑地の配置・整備を進めるとともに、道路をはじめとする公共施設などの緑化を推進します。

さらに、入間川、公園・緑地、公共施設等を結んだ緑のネットワークの形成を図ります。

公園・緑地整備方針表(西武)

①計画的な公園・緑地の配置・整備

- 国道299号以南の面的基盤未整備地区は、計画的に公園・緑地を配置・整備します。

②公共公益施設・民間施設の緑化推進

- 学校、公民館などの公共公益施設の緑化により緑の増加に努めます。
- 民間施設の生垣化の推奨、屋上緑化、壁面緑化の推進により、地域の緑の充実を図ります。ミニ工業団地は、工場緑化により周辺地域への環境面に配慮します。

③道路の緑化

- 幹線道路等の街路樹の適正な維持管理を図ります。また、居住環境の保全のため、国道299号バイパス沿道の緑が維持・管理されていくよう県に要望していきます。

④入間川の有効活用

- 河川敷を有効活用します。(隣接都市との協調によるサイクリングロードの県への整備要望、河川敷の運動場の充実)

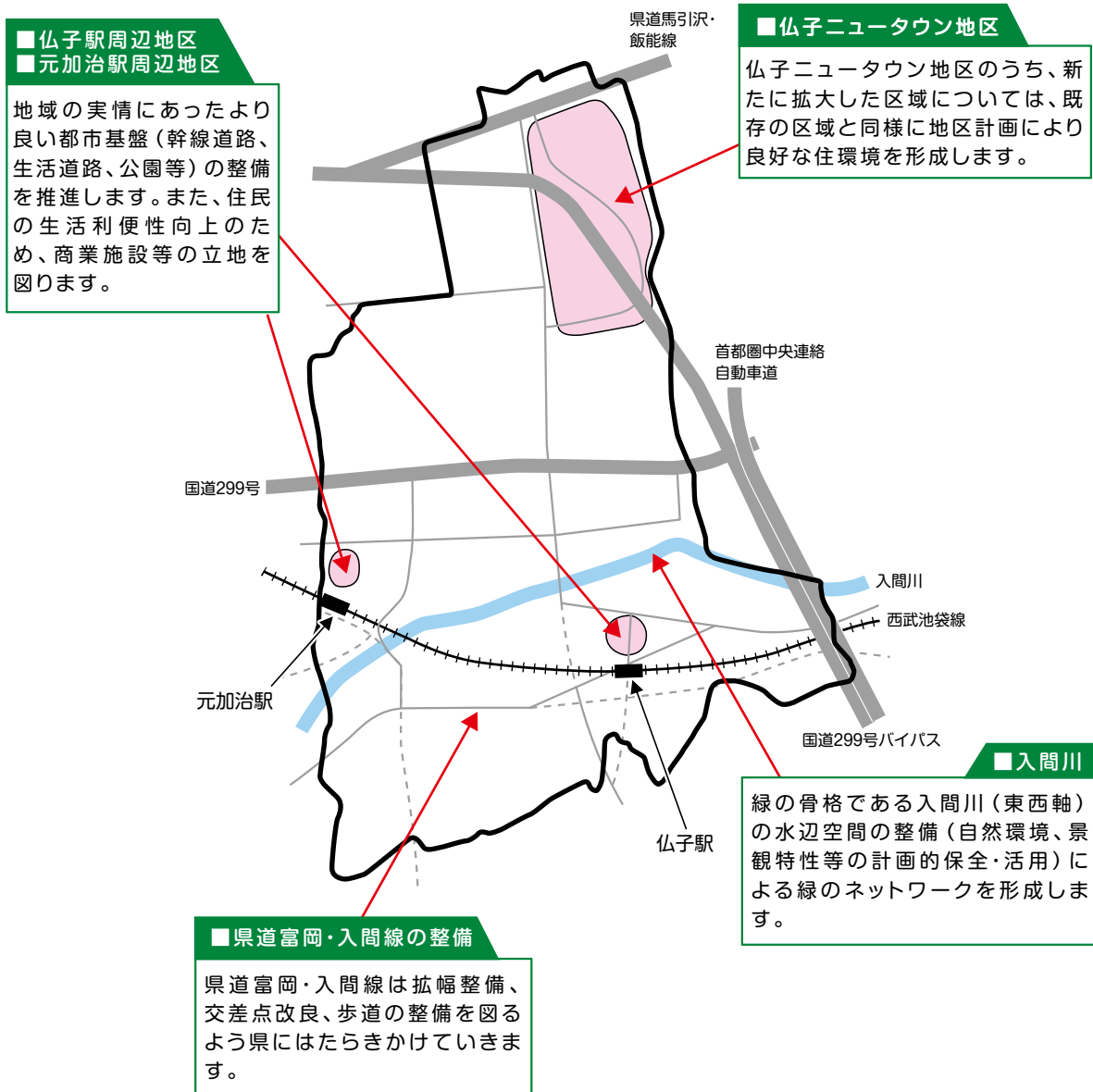
⑤緑のネットワーク形成

- 歩道や入間川河川敷を活用し、各公園・緑地および公共施設等を有機的に結び、ネットワークを形成します。

4 主要地区の整備方針

本地域において、必要性があると考えられる主要地区・施設の整備内容を以下に示しました。

主要地区整備方針図(西武)



第4章

計画の推進に向けて



1 協働*によるまちづくり

都市計画マスタープランに掲げるまちづくりのビジョンや目標を実現するためには、市民、事業者、行政が信頼関係のもとに、それぞれが果たす役割を認識し、都市計画マスタープランやまちづくりに関する情報を共有しながら、対等な立場で連携・協力するまちづくりが求められています。

● 市民の役割 ●

市民一人ひとりが、まちづくりに関心を持って理解し合い、まちに対する誇りと親しみを共有することが大切です。

さらに、将来のまちや地域について考え、話し合うとともに、自らのまちを良くしようと自主的に取り組むなど、まちづくりへ積極的に参加することが望まれます。

● 事業者の役割 ●

事業者は、企業活動による周辺地域への影響や、人々の雇用確保の場、まちの活力の源となるなど、まちづくりに対する大きな影響力を持っています。

そのため、事業者も市民の一人として、まちづくりに対する理解を深め、行政との連携、地域住民との協力のもとに、魅力あるまちづくりに向け、社会的に貢献する役割を果たしていくことが求められます。

● 行政の役割 ●

行政は、まちづくり計画の策定、推進主体としての役割を担うとともに、まちづくりへの市民・事業者の参加を積極的に求め、市民の意見を計画へ反映させます。

また、まちづくりに対する啓発活動の推進やまちづくりに関する情報公開・情報共有を図り、市民がまちづくりへ参加する際の体制を整備し、参加機会を増やすなど、市民参加型まちづくり推進体制の充実を図ります。

さらに、まちづくりに関する市民活動を積極的に支援します。

2 まちづくり推進体制の充実

都市計画マスタープランの実現に向けて市民とともにまちづくりを進めるため、次のようなまちづくり推進体制を検討していきます。

情報発信・ 活動支援体制の 充実

まちづくりに関する情報を広報紙やインターネット等を通じ広く発信することにより、理解、関心を深めることに努めます。

また、意欲的にまちづくりに取り組む活動団体等に対し、さまざまなまちづくり手法の案内や出前講座の実施、専門家の派遣など活動支援体制を充実させるとともに、団体どうしの交流の機会を設けるなどの支援についても検討します。

庁内組織の 連携および 職員の育成

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを総合的に推進するためには、関連計画との整合性が求められることから、庁内組織のさらなる連携を図ります。また、市民主体のまちづくりを支援するために、専門的知識を有する職員の育成に努めます。

関係機関との 連携強化

国、県、周辺市町との連携を図ります。また、国、県が主体となる事業の早期実現を促すとともに、市のまちづくりへの協力をはたらきかけていきます。

③ 都市計画マスタープランの運用・進行管理

都市計画マスタープランで方針を定めた後は、その方針に向かって、市民参加を図りながら、個々の具体的な計画・事業を進めていくことが必要となります。

都市計画マスタープランに基づいた 諸制度の運用

都市計画マスタープランに基づき、各地域の将来目標や実情に即した区域区分や用途地域*等の見直し、地区計画の設定など、さまざまな都市計画制度の運用を図ります。

また、都市景観の規制・誘導など、その他の制度の効果的な運用も適宜検討します。

ハードとソフトが 連携した まちづくり への取り組み

都市計画マスタープランは道路などの基盤整備（ハード）を中心としたまちづくりの方針ですが、人口減少、少子高齢社会*においては、市民活動や都市計画以外の各種施策・計画などのソフト面にも焦点を当てるが必要になってきます。ハードとソフトが連携し、「住んでよかった」と実感できるようなまちづくりを推進します。

具体的な 事業計画の 検討

市の財政状況や緊急性の高さなどから、事業の優先順位、実施時期等を決定し、計画的な整備を推進します。

都市計画マスタープランの 進行管理

都市計画マスタープランは、長期的にわたるまちづくりの方針を示した計画であることから、まちづくりの進捗状況を把握し、効果的なまちづくりを図る必要があります。

このため、都市計画マスタープランに基づく事業の進捗状況や市民意識調査による効果の検証などにより、都市計画マスタープランの達成状況について評価・検証を行い、庁内関係課の連携・調整のもと計画的かつ的確にPDCAサイクルにより、本市のまちづくりのビジョンやまちづくりの目標の実現を目指します。



都市計画マスタープランの 見直し

都市計画マスタープランは、本市を取り巻く社会・経済、土地利用状況の変化、法改正、入間市総合計画などの上位計画の見直し、財政状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編



●改定までの経緯

年月日	会議等	内容
平成29年10月13日 ～10月31日	市民意向(アンケート)調査	20歳以上の市民、2,000名を無作為抽出にて実施
平成30年7月4日	第1回入間市都市計画マスタープラン改定 検討住民会議	住民会議に進め方 改定にあたって 改定原案(全体構想まで)について検討
平成30年7月26日	第2回入間市都市計画マスタープラン改定 検討住民会議	改定原案(全体構想まで)について検討
平成30年8月1日	地区別意見交換会(二本木)	二本木公民館
平成30年8月2日	地区別意見交換会(金子)	金子公民館
平成30年8月3日	地区別意見交換会(宮寺)	宮寺公民館
平成30年8月7日	地区別意見交換会(藤沢)	藤沢公民館
平成30年8月8日	地区別意見交換会(東金子)	東金子公民館
平成30年8月17日	地区別意見交換会(西武)	西武公民館
平成30年8月21日	地区別意見交換会(豊岡)	市民会館
平成30年9月10日	第3回入間市都市計画マスタープラン改定 検討住民会議	地域別意見交換会の結果について 改定原案(全体構想・地区別構想)につ いて検討
平成30年10月2日	第4回入間市都市計画マスタープラン改定 検討住民会議	改定原案(地区別構想・計画の推進に 向けて)について検討
平成30年11月27日	市議会	改定について報告
平成30年12月7日 ～平成31年1月7日	市民意見聴取(パブリックコメント)	
平成31年1月11日	第5回入間市都市計画マスタープラン改定 検討住民会議	改定案の最終調整 市民意見聴取(パブリックコメント)の 結果について
平成31年1月30日	入間市都市計画審議会	改定案について諮問
平成31年2月4日	入間市都市計画審議会	
平成31年2月6日	答申	改定案について入間市都市計画審議会 から答申を受ける
平成31年3月	入間市都市計画マスタープラン改定版決定	



●入間市都市計画マスタープラン改定検討住民会議名簿

順不同・敬称略

氏名	選出区分	分野別
轟 涼	知識経験者	まちづくり (NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間)
菱川 浩次	〃	みどり (NPO法人加治丘陵山林管理グループ)
大島 光恵	〃	福祉
篠塚 玲子	〃	環境 (入間市環境審議会)
岡崎 洋志	〃	防災
久保富美子	〃	交通政策 (入間市地域公共交通協議会)
吉川 弘三	〃	商工業 (入間市商工会)
久保田 勝	〃	農業 (入間市農業委員会)
林 英雄	公募	
宮越 喜彦	〃	

◎入間市都市計画審議会諮問・答申書

入都発第244号

平成31年1月30日

入間市都市計画審議会

会長 関根栄一様

入間市長 田中龍夫


入間市都市計画マスタープランの改定について（諮問）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針である、入間市都市計画マスタープランを第6次入間市総合計画に即し、新たな時代に対応した改定案を作成しました。

つきましては、入間市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 入間市都市計画マスタープランの改定について



入都計審収第6号

平成31年2月6日

入間市長 田中龍夫様

入間市都市計画審議会
会長 関根栄一

入間市都市計画マスタープランの改定について（答申）

平成31年1月30日付け入都発第244号で諮問のあったことについては、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して改定を了承します。

記

- 1 本プランの推進に向けて、まちづくりに対する市民の理解が深まるよう努めるとともに、市民の参加を一層推進すること。
- 2 本プランの実現に向けて、計画的な事業の推進に努めること。
- 3 今後さらなる社会経済状況の変化に対応するため、必要に応じて弾力的な見直しを行うこと。

◎用語集 (50音順)

	よみ	用語	用語解説
あ	えころじかる	エコロジカル	環境保全に役立つ、生態学的なという意味。
	えころじかるねっとわーく	エコロジカルネットワーク	生物多様性の確保や生態系の保全・回復を図るため、優れた自然環境を有する地域を核として、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置の確保を考慮し、有機的につないだ生態系のネットワーク。
か	かんよう	涵養	地表の水（降雨・河川水など）が地下に浸透し、水が蓄えられやすい地層に溜まること。
	きょうどう	協働	市民と企業、市が自分たちの知恵と工夫で住みよいまちをつくるという目的を共有し、互いの立場や特性を活かしながら、協力して取り組むこと。
さ	しがいかくいき	市街化区域	すでに市街地になっている区域や今後、おおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
	しがいかちょうせいくいき	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域のことで、原則として新たに建築物を建てたり、増築することができない区域のこと。
	じしゅぼうさいかい	自主防災会	各自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。入間市では121の自主防災会を組織している。
	じゃかご	蛇籠	鉄線などで粗めに編んだ籠の中に石を詰めただもので、河川の護岸等に用いられる。
	じゅうくきかんこうえん	住区基幹公園	都市公園のうち住民の生活行動圏域に配置される比較的小規模な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園に分けられる。
	しょうぎょう・ぎょうむ	商業・業務	店舗やオフィスなどの施設
	しょうしこうれいしゃかい	少子高齢社会	15歳以下の年少人口の割合が低く、65歳以上の老年人口の割合が高い社会。
	しんすいこうえん	親水公園	特に水に親しむことを目的とする施設をもつ公園。
	せいさんりょくち	生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、あるいは将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的として、市街化地域内の農地を対象に指定される地区。
た	だいいちじさんぎょう だいにじさんぎょう だいさんじさんぎょう	第一次産業 第二次産業 第三次産業	直接自然に働きかけて一次的な生産物を取得するものを第一次産業、それら一次的産物を二次的に加工生産するものを第二次産業、それ以外の産業をまとめて第三次産業としている。 第一次産業は、農業、林業、水産業、牧畜業。第二次産業は、鉱業、製造工業、建設業等。第三次産業は、非物質的役を生産する業務であり商業、運輸通信、金融保険、公務、自由業、その他サービスを含む。

	よみ	用語	用語解説
	ちいきほうかつ しえんせんたー	地域包括 支援センター	地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市区町村に設置しているもの。センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが置かれ、相互に連携しながら高齢者への総合的支援を行う。本市では、市内9箇所に設置。
	ちいきぼうさい けいかく	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に関する事務または業務について関係機関等の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。
た	ちょうせつち	調節池	洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために、一般的に河川に隣接して設ける池のこと。
	ていたんそしゃかい	低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。
	としかんこうえん	都市基幹公園	都市公園のうち都市の市民全体を対象とした大規模な公園で、総合公園と運動公園に分けられる。
	としばんせいび	都市基盤整備	市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上をはかるため、都市施設を整備すること。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川などの整備がこれに該当する。
	としけいかくの けつてい・へんこう	都市計画の 決定・変更	土地利用規制、道路・公園などの都市施設整備・市街地開発事業等のまちづくりを計画的に行うにあたり、法令に基づく一定の手続きを経て決定・変更すること。
	としせつ	都市施設	道路、公園・緑地、下水道など、都市を構築する基本的な施設のこと。
	とりっぷ	トリップ	人または車両がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動することを示す単位。
は	ばりあふりー	バリアフリー	高齢者や障害者が安全で快適な生活ができるように、階段や段差など障害となるものをなくすこと。広義では、心理的、社会的、制度的な障壁をなくすことを含む。
	ふうち	風致	自然の風景などが持つおもむき。
	ぼてんしゃる	ポテンシャル	潜在的な力。可能性としての力。
ま	みどりのきほん けいかく	緑の基本計画	緑の保全や緑化推進に関する基本的かつ総合的な計画。

	よみ	用語	用語解説
や	ゆにばーさる でざいん	ユニバーサル デザイン	障害の有無・能力・年齢・性別・国籍などにかかわらず、すべての人が利用可能な施設・製品・情報の設計(デザイン)をすること。
	ようとちいき	用途地域	住居、商業、工業などの土地利用を適正に配置し、効率的な活動ができるよう、都市の中を一定の区域に分け、それぞれの地域に合わせて建築物の用途、形態(建築面積や延べ床面積の敷地面積に対する割合)、高さなどの基準を定めたもの。
ら	らいふらいん	ライフライン	現代都市における市民生活を支える施設あるいは設備(電気、ガス 水道等)。
	らんどまーく	ランドマーク	都市における主要な目印。
	ろーどさいどがた	ロードサイド型	郊外の幹線道路沿いに適した型。

入間市都市計画マスタープラン 改定版
平成 31 年 3 月

発 行 埼玉県入間市
編 集 都市整備部都市計画課

〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1
TEL：04-2964-1111
FAX：04-2965-0232

ホームページ <http://www.city.iruma.saitama.jp/>

表紙 写真提供：入間市



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用